

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 産地基幹施設等支援タイプの配分基準について

30食産第5394号

30生産第2219号

30政統第2192号

平成31年4月1日

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省政策統括官 通知

改正	令和2年4月1日	元食産第5869号
改正	令和2年4月1日	元生産第2131号
改正	令和2年4月1日	元政統第2107号
最終改正	令和2年6月19日	2食産第1387号
最終改正	令和2年6月19日	2生産第538号
最終改正	令和2年6月19日	2政統第615号

強い農業・担い手づくり総合支援交付金については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、このうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの 配分基準

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（以下「産地基幹施設等支援タイプ」という。）の配分基準については、以下のとおりとする。

ただし、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の1のただし書に基づく緊急の事業については、要綱別表1のⅠのメニューの欄に定める取組と別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長及び農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

第1 都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表1のⅠのメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額（要綱の別紙様式第1号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の1の（3）継続事業の負担区分の交付金の額に本基準第2及び第3に定めるところにより評価結果及び前々年度不用額を反映した額をいう。）に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

なお、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「強い農業づくり交付金要綱」という。）に基づき平成30年度までに実施した事業のうち、同要綱第4の2に基づく成果目標の妥当性等の協議の際に、事業実施期間が平成31年度以降に及ぶ継続事業として都道府県計画の協議が行われたものについても、産地基幹施設等支援タイプの継続事業と同様の配分を行うものとする。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。

ア 優先枠の取組に対するポイントの加算

次の（ア）から（キ）までの取組について、優先枠の範囲内で別表6に定めるポイントを加算できるものとする。

（ア）産地収益力の強化のうちスマート農業実践施設の整備の取組

（イ）産地収益力の強化のうち中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組

（ウ）重点政策推進の取組（産地収益力の強化のうち水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組、農福連携の取組、有機農業の取組、土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）をいう。）

（エ）産地合理化の促進のうち穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用及び食肉等流通体制整備の取組

なお、（イ）の取組にあつては、地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2276号農林水産事務次官依命通知）等に基づく地域別農業振興計画をいう。）に基づき行われることが確実と見込まれる事業実施計画を優先して加算の対象とするものとし、その合計が優先枠の範囲に満たない場合には、上記以外の事業実施計画にも加算できるものとする。

イ 配分対象となる事業実施計画の特定

優先枠の対象となる事業実施計画及びそれ以外の事業実施計画について、別表 1－1－①から別表 6 までにに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するとともに、各優先枠に係る交付金額を示すものとする。

ウ 高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、周年・計画生産の技術が既に普及している品目の施設に係る事業実施計画の特定

高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目の新技術については、同一の新技術の導入地区数は、平成29年度以降の累計で3地区を上限とし、当年度に提出された事業実施計画において同一の新技術の導入を計画する地区の数（以下「新規導入計画地区数」という。）と、当該技術を前年度までに導入した地区の数（以下「導入済み地区数」）の合計がこの上限を超える場合には、交付金の配分対象となる事業実施計画に係る新規導入計画地区数と導入済み地区数との累計が上限に達するまで、ポイントが上位の事業実施計画から順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

（2）事業実施計画 1 つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア スマート農業実践施設の整備の取組及び高度環境制御栽培施設の整備の取組にあっては、1 年度当たり10億円

イ 農畜産物輸出に向けた体制整備の産地食肉センターの取組にあっては、1 年度当たり25億円

ウ 労働生産性の大幅な向上等に資する革新的技術を用いる取組であり、かつ、都道府県内の整備施設と比較して平均より 2 倍以上の処理能力を有する耕種作物産地基幹施設整備にあっては、1 年度当たり25億円

エ ア、イ及びウに掲げる取組以外のものにあつては、1 年度当たり20億円

オ ア、イ、ウ及びエにかかわらず、要綱別表 1 の I の事業実施主体の欄の 1 の（10）に掲げる中間事業者及び同（11）に掲げる流通業者が要望できる事業実施計画 1 つ当たりの額にあつては、それぞれ次のとおりとする。

（ア）中間事業者 5 億円

（イ）流通業者 2.5 億円

（3）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画に記載されている事業実施地区の所在する都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に関して同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、以下のとおり配分するものとする。

ア 要綱第 2 に定める支援タイプのうち 1 の（2）食品流通の合理化に資する事業実施計画がある場合は、当該事業実施計画については、要望額に相当する額を配分する。

イ アにより配分した結果、更に配分可能額がある場合には、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順）に並べ、アの事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に対し、8 割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

（4）配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

また、強い農業づくり交付金要綱に基づき平成30年度に配分対象となった事業実施計画の

実施を取りやめた場合についても、平成31年度（西暦2019年度）に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあつては生産局長等、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の都道府県加算ポイントへの反映

交付金の配分における要綱第8の5に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

ただし、要綱第3の1のただし書による緊急対策に係る要綱第8の5に基づく評価結果については、本項を適用しない。

- 1 評価結果の反映は、要綱第8の5に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値（当該達成率が要綱別表1のⅠのメニューの欄の1及び2のメニューにわたる場合にあっては、各メニューの事業実績に応じて加重平均した値とし、過去5か年のうち3年間は事業実績があるものとする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。

この場合において、都道府県別の成果目標の達成度は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

なお、評価結果の反映にあたっては、強い農業づくり交付金要綱に基づき実施した事業の評価結果についても、同様の取り扱いを行うものとする。

- 2 評価結果を反映したポイントは、都道府県計画の1（1）総括表の負担区分の交付金として記載した額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達 成 度	ポイント
95%以上	+ 1 ポイント
80%以上95%未満	0 ポイント
40%以上80%未満	- 1 ポイント
40%未満	- 2 ポイント

第3 前々年度不用額の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 都道府県加算ポイントに、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいい、強い農業づくり交付金要綱に基づき実施した事業における交付金の不用額についても、同様の取り扱いを行うものとする

ただし、要綱第3の1のただし書による緊急対策における交付金の不用額は、反映しないこととする。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5 %未満	0 ポイント
5 %以上10%未満	- 1 ポイント
10%以上	- 2 ポイント

（注）前々年度都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100

- 2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分に反映させた事業実施計画については、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「強い農業づくり交付金の配分基準について」（平成17年4月1日付け16生産第8451号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）は廃止する。
- 3 附則2による廃止前の「強い農業づくり交付金の配分基準について」（他の事業で準用される場合を含む。）に基づき、平成30年度までに実施した事業又は平成31年度（西暦2019年度）以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和2年6月21日から施行する。

		有機物処理・利用施設	138	139	140	141	142	143	144								
		農業廃棄物処理施設	138	139	140	141	142	143	144	145	148						
環境保全型農業（有機農業を除く）（注）1		耕種作物小規模土地基盤整備	151	152													
		育苗施設	152	153													
		用土等供給施設	151	152													
		農作物被害防止施設	152	153													
		種子種苗生産関連施設	152	153													
		有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	151	152													
		有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	151	152	154												
畜産周辺環境影響低減（注）2	浄化処理施設		155	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174
			175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189
			190	191													
	脱臭施設		156	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174
			175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189
			190	191													
国産原材料サプライチェーン構築（注）3、13		耕種作物小規模土地基盤整備	157														
		育苗施設	157														
		乾燥調製施設	157														
		穀類乾燥調製貯蔵施設	157														
		農産物処理加工施設	157														
		集出荷貯蔵施設	157														
		産地管理施設	157														
		農作物被害防止施設	157														
		生産技術高度化施設	157														
		種子種苗生産関連施設	157														
		畜産物処理加工施設	157														
		家畜飼養管理施設	157														
青果物広域流通システム構築(注)4、14		集出荷貯蔵施設	158														
畜産生産基盤育成強化（注）5		畜産物処理加工施設	159	160	162	163	164	165	180	181	184	185	189	190	192		
		家畜飼養管理施設	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175
			176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190
			191	192													
家畜改良増殖（注）6		家畜改良増殖関連施設（牛）	161	164	193	194	195	196									
		家畜改良増殖関連施設（豚肉）	197	198	199	200	201										
		家畜改良増殖関連施設（鶏肉）	202	203	204	205											
		家畜改良増殖関連施設（鶏卵）	206	207	208	209											
		家畜改良増殖関連施設（馬及び特用家畜）	210	211	212	213											
飼料増産		飼料作物作付条件整備	214	215	216	217	218	219	220	221	222						
		放牧利用条件整備	214	215	216	217	218	219	220	221	222						
		水田飼料作物作付条件整備	214	215	216	217	218	219	220	221	222						
		家畜飼養管理施設	214	215	216	217	218	219	220	221	222						
		自給飼料関連施設	214	215	216	217	218	219	220	221	222						
飼料増産(地域未利用資源の飼料利用)		自給飼料関連施設	223	224	225	226											
食肉等流通体制整備		産地食肉センター	227	228	229	230											
		家畜市場	231	232	233												
		食鳥処理施設	234	235	236												
食肉等流通体制整備		鶏卵処理施設	237	238	239	240											
農畜産物輸出に向けた体制整備（注）7		耕種作物産地基幹施設整備	241														
		畜産物産地基幹施設整備	241														

[illegible]

- (注) 1：環境保全型農業（有機農業を除く）の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、154を必須とし、151又は152の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 2：畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。
- (1) 浄化処理施設を整備する場合は、155を必須とし、161から191の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- (2) 脱臭施設を整備する場合は、156を必須とし、161から191の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 3：国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は157を必須とし、当該施設で取り扱う作物等（野菜、果樹、麦類、豆類、地域特産物及び畜産物）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
- 4：青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は158を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜及び果樹）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
- 5：畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。
- 6：家畜改良増殖の取組のうち牛の家畜改良増殖関連施設を整備する場合は、当該施設で乳牛を取り扱う場合は、161、164から1つ又は2つ、当該施設で肉用牛を取り扱う場合は、193、194、195、196から1つ又は2つの成果目標を立てること。
- 7：農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、241を必須とし、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き及び食肉等流通体制整備）及び整備する施設（食肉等流通体制整備の家畜市場を除く。）に対応した成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
- 8：「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組を行う場合は、242を必須とし、243又は244の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
- 9：資材高騰等のリスク軽減の取組で産地管理施設のうち土壌診断関連の施設を整備する場合は256又は257を必須とし、254又は255の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 10：資材高騰等のリスク軽減の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、261を必須とし、259又は260の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 11：有機農業の取組で産地管理施設、用土等供給施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設及び有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）を整備する場合は、274を必須とし、産地管理施設においては275及び277、用土等供給施設・農業廃棄物処理施設・有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）においては273、275及び277、生産技術高度化施設においては273、275、276及び277の中からそれぞれ1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 12：土づくり（科学的データに基づく土づくり）に取組む場合にあっては、278を必須とし、279又は280から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 13：新たな生産事業モデル支援タイプにあっては、別記1のⅡのⅡ－1の第1の12の「生産者、中間事業者及び食品事業者が一体」を「生産者及び民間事業者（別記3に定めるもの。）」とみなすことができる。
- 14：新たな生産事業モデル支援タイプにあっては、別記1のⅡのⅡ－1の第1の13の「生産者と流通事業者が一体」を「生産者と民間事業者（別記3に定めるもの。）」とみなすことができる。

別表１－１－②（産地合理化の促進）

各メニューの中で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表１－２－②のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別															
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 (注) 1	乾燥調製施設	1	2	3	4	5											
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5											
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5											
	種子種苗生産関連施設	1	2	3	4	5											
集出荷貯蔵施設等再編利用 (注) 2	集出荷貯蔵施設	6															
	農産物処理加工施設	6															
農産物処理加工施設等再編利用 (注) 3	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	7	8	9	10	11	13	14	15	16	17						
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17					
食肉等流通体制再編整備 (注) 4	家畜市場	18															
	食鳥処理施設	19															
	鶏卵処理施設	19															
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	国内産いもでん粉工場再編整備	20	21	22	23												
	国内産いもでん粉工場の合理化	20	21	22	23												
	国内産糖工場再編整備	24	25	26	27												
	国内産糖工場の合理化	24	25	26	27												
乳業再編等整備	効率的乳業施設整備	28	29	30	31												
	集送乳合理化等推進整備のうち大型貯乳施設整備	32	33	34	35												
	集送乳合理化等推進整備のうち需給調整拠点施設整備	36	37	38													

- (注) 1：穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は1から5の中から成果目標を1つ、別表１－２－①の当該施設で取り扱う作物（稲、麦、大豆等）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 2：集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は6を必須とし、別表１－２－①の当該施設で取り扱う作物（野菜、果樹及び花き）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 3：農産物処理加工施設等再編利用の取組を行う場合は7を必須とし、8から17までのの中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
- 4：食肉等流通体制再編整備のうち家畜市場の再編を行う場合は18、食鳥処理施設又は鶏卵処理施設の再編を行う場合は19を必須とし、別表１－２－①の食肉等流通体制整備の成果目標のうち当該施設に対応したものから1つ、合計2つの成果目標を立てること。

	22%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 14%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	都道府県平均値より20%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント
4	・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（％）③タンパク値（％）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、事業実施年度の前（又は前5中3年）より改善されているとともに、タンパク値（％）について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・1ポイント かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち 4つの項目に反映する場合・・・5ポイント 3つの項目に反映する場合・・・4ポイント 2つの項目に反映する場合・・・3ポイント 1つの項目に反映する場合・・・2ポイント	・品質分析（米のタンパク値（％））の結果が、事業実施年度の前（又は前5中3年）と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・1ポイント
5	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする） 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。 38.0%以上・・・5ポイント 29.8%以上・・・4ポイント 21.5%以上・・・3ポイント 13.3%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について、 ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別1の現況値を選択することはできない。
6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む面積（持続農業法に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上増加又は増加した結果 取り組む面積の割合が100%に到達・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別7の	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント

		成果目標を選択することはできない。	
7	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別6の成果目標を選択することはできない。	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む農業者割合が1％以上。 35%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント	
8	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて6ポイント以上改善。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における1等比率の直近7中5年平均が40%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 70%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・3ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別9の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。	
9	・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1％以上。 5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。	

	<table><tr><td>10</td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3％以上。 15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9％以上・・・3ポイント 6％以上・・・2ポイント 3％以上・・・1ポイント </td></tr><tr><td></td><td><table><tr><td>11</td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1％以上。 5％以上・・・5ポイント 4％以上・・・4ポイント 3％以上・・・3ポイント 2％以上・・・2ポイント 1％以上・・・1ポイント </td></tr></table></td><td>土地利用型作物 (新規需要米)</td><td> ※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント ・事業対象作物について、GAP認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の③を選択する場合は、本項目は選べない） ①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記の取組を行っている場合・・・5ポイント ②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記の取組を行っている場合・・・3ポイント </td><td><table><tr><td>12</td><td> ・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0％以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・5ポイント 6.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の⑯を選択する場合は、本項目は選べない。 </td></tr><tr><td></td><td><table><tr><td>13</td><td> ・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ </td><td> ・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の </td></tr></table></td></tr></table></td></tr></table>	10	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3％以上。 15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9％以上・・・3ポイント 6％以上・・・2ポイント 3％以上・・・1ポイント		<table><tr><td>11</td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1％以上。 5％以上・・・5ポイント 4％以上・・・4ポイント 3％以上・・・3ポイント 2％以上・・・2ポイント 1％以上・・・1ポイント </td></tr></table>	11	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1％以上。 5％以上・・・5ポイント 4％以上・・・4ポイント 3％以上・・・3ポイント 2％以上・・・2ポイント 1％以上・・・1ポイント	土地利用型作物 (新規需要米)	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント ・事業対象作物について、GAP認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の③を選択する場合は、本項目は選べない） ①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記の取組を行っている場合・・・5ポイント ②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記の取組を行っている場合・・・3ポイント	<table><tr><td>12</td><td> ・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0％以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・5ポイント 6.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の⑯を選択する場合は、本項目は選べない。 </td></tr><tr><td></td><td><table><tr><td>13</td><td> ・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ </td><td> ・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の </td></tr></table></td></tr></table>	12	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0％以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・5ポイント 6.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の⑯を選択する場合は、本項目は選べない。		<table><tr><td>13</td><td> ・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ </td><td> ・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の </td></tr></table>	13	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の
10	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3％以上。 15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9％以上・・・3ポイント 6％以上・・・2ポイント 3％以上・・・1ポイント																		
	<table><tr><td>11</td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1％以上。 5％以上・・・5ポイント 4％以上・・・4ポイント 3％以上・・・3ポイント 2％以上・・・2ポイント 1％以上・・・1ポイント </td></tr></table>	11	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1％以上。 5％以上・・・5ポイント 4％以上・・・4ポイント 3％以上・・・3ポイント 2％以上・・・2ポイント 1％以上・・・1ポイント	土地利用型作物 (新規需要米)	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント ・事業対象作物について、GAP認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の③を選択する場合は、本項目は選べない） ①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記の取組を行っている場合・・・5ポイント ②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記の取組を行っている場合・・・3ポイント	<table><tr><td>12</td><td> ・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント </td><td> ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0％以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・5ポイント 6.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の⑯を選択する場合は、本項目は選べない。 </td></tr><tr><td></td><td><table><tr><td>13</td><td> ・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ </td><td> ・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の </td></tr></table></td></tr></table>	12	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0％以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・5ポイント 6.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の⑯を選択する場合は、本項目は選べない。		<table><tr><td>13</td><td> ・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ </td><td> ・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の </td></tr></table>	13	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の					
11	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1％以上。 5％以上・・・5ポイント 4％以上・・・4ポイント 3％以上・・・3ポイント 2％以上・・・2ポイント 1％以上・・・1ポイント																		
12	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0％以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・5ポイント 6.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の⑯を選択する場合は、本項目は選べない。																		
	<table><tr><td>13</td><td> ・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ </td><td> ・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の </td></tr></table>	13	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の																
13	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立によ	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③の																		

	る肥料費の抑制の各項目に新たに取組む場合 (a)、(b)、(c)の全てに取組む場合・・・ 5 ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取組む場合・ 3 ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取組む場合・ 1 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別16の成果目標を選択することはできない。	いずれか1つに取り組んでいる場合・・・ 3 ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・ 5 ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※1 米粉・飼料用米向けに育成された多収品種（知事特認品種を含む）のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の⑮を選択する場合は、本項目は選べない。
14	・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・ 10ポイント 87.5%以下・・・ 8 ポイント 90%以下・・・ 6 ポイント 92.5%以下・・・ 4 ポイント 95%以下・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別16の成果目標を選択することはできない。	・現状の水稲について 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合・・・ 5 ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を8 %以上下回る場合・・・ 4 ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を5 %以上下回る場合・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・ 1 ポイント
15	・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。 65%以下・・・ 10ポイント 70%以下・・・ 8 ポイント 75%以下・・・ 6 ポイント 80%以下・・・ 4 ポイント 85%以下・・・ 2 ポイント	・現状の水稲について 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・ 5 ポイント 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・ 1 ポイント
16	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・ 10ポイント 87.5%以下・・・ 8 ポイント 90%以下・・・ 6 ポイント 92.5%以下・・・ 4 ポイント 95%以下・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別14の成果目標を選択することはできない。	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・ 5 ポイント 60kg当たり物財費が都道府県平均値を5 %以上下回る場合・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・ 1 ポイント
17	・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当たりに換算）が50%以上増加。 150%以上・・・ 10ポイント 125%以上・・・ 8 ポイント 100%以上・・・ 6 ポイント 75%以上・・・ 4 ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加・・・ 2 ポイント 取組開始年から増加・・・ 1 ポイント かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・ 3 ポイント

		50%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	18	・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稻全体の平年単収に対して105%以上。 125%以上・・・・・・・・・・10ポイント 120%以上・・・・・・・・・・8ポイント 115%以上・・・・・・・・・・6ポイント 110%以上・・・・・・・・・・4ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別13の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種（※1）によって行われている割合が20%以上。 100%・・・・・・・・・・5ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・3ポイント 40%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している（※2）・・・・・・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の①～③のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・・5ポイント ①戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある ②多収性の品種を用いた生産を行っている ③輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ※1 米粉・飼料用米向けに育成された多収品種（知事特認品種を含む）のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別234の⑮を選択する場合は、本項目は選べない。
土地利用型作物（麦）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区において、施設の利用期間の異なる複数品種又は麦種による作付体系へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合（なお、この場合、作付面積比率が5ポイント以上上昇することとする）。・・・・・・・・5ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ・事業対象作物について、GAP認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合・・・・5ポイント ・事業実施地区において、新たに品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている技術等に2つ以上取り組む場合・・・・・・・・・・3ポイント		
	19	・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積の割合が事業実施前年度に比べて5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	20	・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 60%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	21	・事業実施地区における10a又は60kg当たり物財費を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の10a又は60kg当たり物財費について 都道府県平均値を15%以上下回る場合・・・・5ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・4ポイント 都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又

		は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント
22	・事業実施地区における10 a 当たり労働時間を3 %以上削減。 7 %以上・・・・・・・・・・10ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・8ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・6ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の労働時間縮減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント
23	・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 ・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 3.4ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 4.3ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 5.2ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント ・パン用品種の場合 0.4ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 1.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 3.6ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 4.6ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント
24	・事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の事業実施地区における小麦作付面積の対するパン・中華めん用品種の占める割合が9 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・1ポイント
25	・事業実施地区において、人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント
26	・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と比べて3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・6ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。 107%以上・・・・・・・・・・5ポイント 105.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 104%以上・・・・・・・・・・3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 101%以上・・・・・・・・・・1ポイント
27	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年	・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60

		間平均の値と比べて5ポイント以上向上。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	%以上 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント ・病害虫耐性の強い新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗渠施工等排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・赤かび病等の防除の徹底 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
	28	・麦類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成20年以降に育成された麦類の品種をいう。	・麦類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
土地利用型作物 (豆類)	29	・豆類の事業実施地区における上位等級（1、2等）比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて15ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1、2等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における上位等級比率（前7中5年）が40%以上。 60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 55%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 45%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント ・病害虫耐性に強いなど、品質向上につながる新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し、実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗渠施工等の排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・雑草防除や中耕培土等の雑草対策 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
	30	・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始年前年（前7中5年）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が40%以上である場合に限る。） 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培	・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率（前7中5年）（入札取引数量を除く。）が全国平均値（前7中5年）と比較して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント

	比率（入札取引数量を除く。）が10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、安定取引のため、以下の取組を新たに1つ以上実施。 ①実需者等への直接販売契約若しくは集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント	又は、安定取引のため、以下の取組を1つ以上実施。 ①実需者等への直接販売契約若しくは集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 3つ以上・・・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・・・1ポイント
31	・豆類の単収が事業開始前年（前7中5年）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収（前7中5年）が当該都道府県の平均単収（前7中5年）と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 120.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 114.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
32	・豆類の作付面積が事業開始前年（前7中5年）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（前7中5年）と比較して1%以上。 45%以上・・・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 25%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
33	・豆類の10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。 22%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18%以上・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、豆類の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つ以上の取組を3年以上行っている場合・・・・・・・・・・3ポイント
34	・豆類の10a当たり労働時間を7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 11%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・1ポイント
35	・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント	・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。 15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		13ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成10年以降に育成された豆類の品種をいう。	10.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	36	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	37	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。 70%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 67%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 64%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 61%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 58%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
土地利用型作物 （土地利用型作物の種子）	38	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が90%以上の場合は、以下の成果目標とする。 10ポイント、又は合格率が100% ・・・・ 10ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数 5年・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4年・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3年・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2年・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1年・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	39	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産面積が3ha以上増加。 15ha以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ha以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ha以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ha以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の生産面積について、過去5年間の増加が3ha以上。 15ha以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 ha以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 ha以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 ha以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	又は、 ・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	又は、 ・当該地区の土地利用型作物の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
40	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 <稲> 35h未満・・・・・・・・・・5ポイント 38h未満・・・・・・・・・・4ポイント 41h未満・・・・・・・・・・3ポイント 44h未満・・・・・・・・・・2ポイント 47h未満・・・・・・・・・・1ポイント <麦> 6h未満・・・・・・・・・・5ポイント 6.5h未満・・・・・・・・・・4ポイント 7h未満・・・・・・・・・・3ポイント 7.5h未満・・・・・・・・・・2ポイント 8h未満・・・・・・・・・・1ポイント <大豆> 12h未満・・・・・・・・・・5ポイント 13h未満・・・・・・・・・・4ポイント 14h未満・・・・・・・・・・3ポイント 15h未満・・・・・・・・・・2ポイント 16h未満・・・・・・・・・・1ポイント
41	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産に要する10a当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の現状における10a当たりの物財費が以下の金額未満。 <稲> 79,800円未満・・・・・・・・・・5ポイント 84,850円未満・・・・・・・・・・4ポイント 89,900円未満・・・・・・・・・・3ポイント 94,950円未満・・・・・・・・・・2ポイント 100,000円未満・・・・・・・・・・1ポイント <麦> 45,000円未満・・・・・・・・・・5ポイント 48,000円未満・・・・・・・・・・4ポイント 50,000円未満・・・・・・・・・・3ポイント 53,000円未満・・・・・・・・・・2ポイント 55,000円未満・・・・・・・・・・1ポイント <大豆> 35,000円未満・・・・・・・・・・5ポイント 38,000円未満・・・・・・・・・・4ポイント 40,000円未満・・・・・・・・・・3ポイント 43,000円未満・・・・・・・・・・2ポイント 45,000円未満・・・・・・・・・・1ポイント
42	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3年平均の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は種子更新率が100%・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の種子更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。 5年・・・・・・・・・・5ポイント 4年・・・・・・・・・・4ポイント 3年・・・・・・・・・・3ポイント 2年・・・・・・・・・・2ポイント 1年・・・・・・・・・・1ポイント
43	・事業の対象となる土地利用型作物の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。	・事業の対象となる土地利用型作物の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合が2%以上。

		10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント	10%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
44	・①から③のうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①土地利用型作物の種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。 10歳以上・・・・・・・・・・10ポイント 8 歳以上・・・・・・・・・・8 ポイント 6 歳以上・・・・・・・・・・6 ポイント 4 歳以上・・・・・・・・・・4 ポイント 2 歳以上・・・・・・・・・・2 ポイント ②土地利用型作物の種子生産者を2名以上増加させる。 10名以上・・・・・・・・・・10ポイント 8 名以上・・・・・・・・・・8 ポイント 6 名以上・・・・・・・・・・6 ポイント 4 名以上・・・・・・・・・・4 ポイント 2 名以上・・・・・・・・・・2 ポイント ③土地利用型作物の種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する。 15ha以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・8 ポイント 9 ha以上・・・・・・・・・・6 ポイント 6 ha以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 ha以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・①から④のうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①土地利用型作物の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。 55歳未満・・・・・・・・・・5 ポイント 60歳未満・・・・・・・・・・3 ポイント 65歳未満・・・・・・・・・・1 ポイント ②種子更新率が現状において70%以上。 90%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・1 ポイント ③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。 3 県以上・・・・・・・・・・5 ポイント 2 県以上・・・・・・・・・・3 ポイント 1 県以上・・・・・・・・・・1 ポイント ④土地利用型作物の種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上。 9ポイント以上・・・・・・・・・・5 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・3 ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1 ポイント	
45	・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。	
46	・事業実施地区における多収品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント	・現状の事業実施地区における多収品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント	

		12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	47	・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	48	・事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上増加又は増加した結果 複数年契約を結んでいる割合が100%・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10%以上。 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物（いも類）	49	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 19.2%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14.4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別45の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	50	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別44の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	51	【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・2ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	52	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の加重平均）を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	53	【でん粉原料用】 ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント

	5.6ポイント・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 4.2ポイント・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.4ポイント・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	36.2%以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 38.3%以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
54	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
55	【共通】 ・10a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3年と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.6%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
56	【共通】 ・10a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3年と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3.9%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
57	【共通】 ・10a 当たり単収を2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・10a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
58	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 2.7%以下・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 4.5%以下・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6.3%以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8.1%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 5.4%以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9.0%以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 12.6%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 16.2%以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
59	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
60	【共通】 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面	・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付

		積の割合を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、平成7年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあつては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成6年以前に認定された優良品種も対象とする。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 38ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 36ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 33ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	面積の割合が10%以上。 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 32%以上・・・・・・・・・・4ポイント 26%以上・・・・・・・・・・3ポイント 18%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	61	【共通】 ・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が 1.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 1.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 2.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物 （甘味資源作物）	62	・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における10a当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	63	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	64	・事業実施地区の畑作農家のうち、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区において、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が過去5年の平均と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	65	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント	・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント

	15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種を作付けすることにより、現行のてん菜作付面積のうち当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	10%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
66	・糖度が1 %以上上昇。 3 %以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1 %以上高い。 3 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
67	【てん菜】 ・10 a 当たり労働時間を3 %以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 【さとうきび】 ・10 a 当たり労働時間を6 %以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して1 %以上短い。 3 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
68	・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 35%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1 %以上。 5 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
69	・トン当たり製造コストを2 %以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1 %以上低い。 5 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
70	【さとうきび】 ・労働生産性を10%以上向上。 18%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去5年間における労働生産性と比較して1 %以上高い。 5 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
71	・販売金額又は販売数量を3 %以上増加。 11%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント	・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1 %以上増加。

		9 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	5 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	72	・ 事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を 6 ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を 3 ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	73	・ 事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を 6 ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を 3 ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
畑作物・地域特産物 (茶)	74	・ 産物販売単価指数を直近値の 5 %以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 産物販売単価指数の過去 3 年間の増加率が3.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 29.3%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 20.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 11.8%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	75	・ おおい茶生産面積指数を直近値より 7 以上増加。 (なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。) 33以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 27以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 14以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 直近のおおい茶生産面積指数が 7 ポイント以上。 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 32ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	76	・ 産物販売単価指数を直近値の 5 %以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・ 産物販売単価指数を事業実施前における過去 5 年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して 5 %以上増加。 (なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が 3 %以上低下した被害とする。) 22%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 産物販売単価指数の過去 3 年間の増加率が 3 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・ 事業実施地区等における過去 5 年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が 3 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	77 ・取引単価補正指数を直近値の１％以上増加。 （なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 12％以上・・・・・・・・・・10ポイント 9％以上・・・・・・・・・・8ポイント 7％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取引単価補正指数の過去３年間の増加率が１％以上。 6％以上・・・・・・・・・・5ポイント 5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	78 ・下級茶歩留指数を直近値の10％以上低減。 （なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44％以上・・・・・・・・・・10ポイント 36％以上・・・・・・・・・・8ポイント 27％以上・・・・・・・・・・6ポイント 18％以上・・・・・・・・・・4ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・5ポイント 41以下・・・・・・・・・・4ポイント 43以下・・・・・・・・・・3ポイント 45以下・・・・・・・・・・2ポイント 47以下・・・・・・・・・・1ポイント
	79 ・10 a 当たりの単収を直近値の８％以上増加。 （なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 16％以上・・・・・・・・・・6ポイント 12％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・10 a 当たりの単収を事業実施前における過去５年間の単収被害発生年度の10 a 当たりの単収に対して８％以上増加。 （なお、単収被害とは、災害等により10 a 当たりの単収が５％以上低下した被害とする。） 24％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 16％以上・・・・・・・・・・6ポイント 12％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たりの単収の過去３年間の増加率が４％以上。 12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント 4％以上・・・・・・・・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去５年間の単収被害発生年度以外の10 a 当たりの単収の増加率が４％以上。 12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント 4％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	80 ・契約取引量指数を直近値より７以上増加。 （なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。） 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が７以上。 42以上・・・・・・・・・・5ポイント 33以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・1ポイント
	81 ・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 （ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・6ポイント 18以上・・・・・・・・・・4ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が５以上。 25以上・・・・・・・・・・5ポイント 20以上・・・・・・・・・・4ポイント 15以上・・・・・・・・・・3ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント 5以上・・・・・・・・・・1ポイント
	82 ・取引量対全国指数を直近値の３％以上増加。 （なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。）	・取引量対全国指数の過去３年間の増加率が２％以上。 7％以上・・・・・・・・・・5ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント

	13%以上・・・10ポイント 11%以上・・・8ポイント 8%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント 又は ・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加 (なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引幹旋時間当たりに換算した値とする。) 13%以上・・・10ポイント 11%以上・・・8ポイント 8%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント 又は ・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上・・・5ポイント 6%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント
83	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・10ポイント 15%以上・・・8ポイント 12%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・10ポイント 29%以上・・・8ポイント 24%以上・・・6ポイント 19%以上・・・4ポイント 14%以上・・・2ポイント	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。 9%以上・・・5ポイント 8%以上・・・4ポイント 6%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 17%以上・・・5ポイント 15%以上・・・4ポイント 12%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 7%以上・・・1ポイント
84	・産物1 k g 当たり燃油量を直近値の2%以上低減。 (なお、燃油量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。) 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・産物1 kg当たり燃油量の過去3年間の低減率が1%以上。 (なお、燃油量は、産物の加工等に要する使用量とする。) 8%以上・・・5ポイント 6%以上・・・4ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
85	・産物1 kg当たり労働時間を直近値の2%以上低減。 (なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。) 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・産物1 kg当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上。 (なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。) 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
86	・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。 (ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。) 23%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 13%以上・・・6ポイント 7%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・4ポイント 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
87	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・10ポイント 26%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・5ポイント 56以下・・・4ポイント 63以下・・・3ポイント 69以下・・・2ポイント 75以下・・・1ポイント

	88	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。 （なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培（特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。）を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 22以上・・・・・・・・・・10ポイント 17以上・・・・・・・・・・8ポイント 12以上・・・・・・・・・・6ポイント 7以上・・・・・・・・・・4ポイント 2以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。 24以上・・・・・・・・・・5ポイント 19以上・・・・・・・・・・4ポイント 13以上・・・・・・・・・・3ポイント 8以上・・・・・・・・・・2ポイント 2以上・・・・・・・・・・1ポイント
	89	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 （なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上・・・・・・・・・・10ポイント 40以上・・・・・・・・・・8ポイント 35以上・・・・・・・・・・6ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別83の成果目標を選択することはできない。	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・5ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 24以上・・・・・・・・・・3ポイント 19以上・・・・・・・・・・2ポイント 13以上・・・・・・・・・・1ポイント
	90	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 （なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別82の成果目標を選択することはできない。	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 54以下・・・・・・・・・・4ポイント 58以下・・・・・・・・・・3ポイント 62以下・・・・・・・・・・2ポイント 66以下・・・・・・・・・・1ポイント
	91	・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。 100%・・・・・・・・・・10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 60%以上・・・・・・・・・・6ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満 1%未満・・・・・・・・・・5ポイント 5%未満・・・・・・・・・・4ポイント 9%未満・・・・・・・・・・3ポイント 14%未満・・・・・・・・・・2ポイント 19%未満・・・・・・・・・・1ポイント
	92	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	93	・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント

		94 ・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 3.2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
		95 ・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあつては10a当たり）労働時間を6％以上削減。 17％以上・・・・・・・・・・10ポイント 14％以上・・・・・・・・・・8ポイント 11％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあつては10a当たり）労働時間が県平均と比較して1％以上短い。 6％以上・・・・・・・・・・5ポイント 5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 4％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
		96 ・一戸当たり作付面積を3％以上増加。 15％以上・・・・・・・・・・10ポイント 12％以上・・・・・・・・・・8ポイント 9％以上・・・・・・・・・・6ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1％以上大きい。 6％以上・・・・・・・・・・5ポイント 5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 4％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
		97 ・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 17ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
		98 ・畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 21ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物 (その他)	99	・契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。 ※カイクについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0％以上。 ※カイクについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0％以上・・・・・・・・・・5ポイント 52.5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 45.0％以上・・・・・・・・・・3ポイント 37.5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 30.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	100	・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10％以上増加。 50％以上・・・・・・・・・・10ポイント 40％以上・・・・・・・・・・8ポイント 30％以上・・・・・・・・・・6ポイント 20％以上・・・・・・・・・・4ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別94の成果目標を選択することはできない。	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量又は作付面積が10％以上増加。 50％以上・・・・・・・・・・5ポイント 40％以上・・・・・・・・・・4ポイント 30％以上・・・・・・・・・・3ポイント 20％以上・・・・・・・・・・2ポイント 10％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	101	・生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で当

	新たに取り組む農家戸数が10%以上増加 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別93の成果目標を選択することはできない。	該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
102	・10 a 当たりの生産コスト（物財費）を5%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）を10%以上削減 80%以上・・・・・・・・・・10ポイント 60%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93%以下・・・・・・・・・・3ポイント 97%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10 a）と比較して107%以下。 93%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 103%以下・・・・・・・・・・2ポイント 107%以下・・・・・・・・・・1ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）が3%以上高い 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
103	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 72%以下・・・・・・・・・・5ポイント 79%以下・・・・・・・・・・4ポイント 86%以下・・・・・・・・・・3ポイント 93%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10 a）と比較して114%以下。 86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 93%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 107%以下・・・・・・・・・・2ポイント 114%以下・・・・・・・・・・1ポイント
104	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 18%以上・・・・・・・・・・3ポイント

	17.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	17%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
105	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
106	・葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
107	・単収を8%以上増加。 18%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加 30%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。 85%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 65%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い 62.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
108	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 40%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 28%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
109	・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 125%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 94%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 88%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
110	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。

		35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・1ポイント
果樹	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の一環として、都道府県が策定する「農業用ハウス災害被害防止計画」に基づき、低コスト耐候性ハウスを整備する場合には、基礎点として2ポイントを付与する。 ただし、基礎点に達成すべき成果目標及び現況値のポイントを加えた合計点は30ポイントを上限とする。		
	111	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	112	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 28.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 19.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	113	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。 24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	114	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別108のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別109のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別114のうち「単位面積当たりの収量」及び類別116のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	115	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ただし、集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択すること	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

	も可とする。 ・ 現行の出荷規格数を 5 %以上削減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」又は「出荷規格数」を選択した場合は、類別109の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別107の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別109のうち「出荷規格数」及び類別151の成果目標を選択することはできない。 ※出荷規格数の削減を選択する場合、削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年度に出荷実績があるものに限る。 また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。	
116	・ 当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を 5 %以上縮減。 33%以上・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ただし、集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・ 現行の出荷規格数を 5 %以上削減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別108のうち「生産コスト」及び「出荷規格数」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別107の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「出荷規格数」を選択した場合は、類別108及び類別151の成果目標を選択することはできない。 ※出荷規格数の削減を選択する場合、削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年祖に出荷実績があるものに限る。 また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。	・ 現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して 3 %以上短い。 20%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
117	・ 当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別117の成果目標を選択することはできない。	・ 現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 26.3%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 18.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10.8%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
118	・ 当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を 3 ポイント以上増加。	・ 現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が 3 %以上。

		15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	119	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	120	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	121	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別107及び類別115の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 30.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 12.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別115の現況値を選択することはできない。
	122	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別114の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別114の現況値を選択することはできない。
	123	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別107の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	124	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント	※当該類別については、新規導入品目に限る

		40％・・・・・・・・・・・・・12ポイント 30％・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20％・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10％・・・・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別110の成果目標を選択することはできない。	
野菜	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の一環として、都道府県が策定する「農業用ハウス災害被害防止計画」に基づき、低コスト耐候性ハウスを整備する場合には、基礎点として2ポイントを付与する。 ただし、基礎点に達成すべき成果目標及び現況値のポイントを加えた合計点は30ポイントを上限とする。		
	125	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3％以上高い。 27％以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 21％以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15％以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 9％以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	126	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0％以上。 30.0％以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 23.8％以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 17.5％以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 11.3％以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5.0％以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	127	・当該品目の10 a 当たり収量を3％以上増加。 15％以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12％以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9％以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6％以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10 a 当たり収量を4％以上増加。 20％以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 16％以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 12％以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 8％以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4％以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別121のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別122のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別127のうち「単位面積当たりの収量」及び類別129のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0％以上高い。 62.0％以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 47.3％以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 32.5％以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 17.8％以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
	128	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5％以上縮減。 21％以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 17％以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 13％以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0％以上低い。 60.0％以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 45.8％以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 31.5％以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント

	ただし、集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・現行の出荷規格数を５％以上削減。 25％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント ５％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」又は「出荷規格数」を選択した場合は、類別122の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別122のうち「出荷規格数」及び類別151の成果目標を選択することはできない。 ※出荷規格数の削減を選択する場合、削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年度に出荷実績があるものに限る。 また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。	17.3％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント
129	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を５％以上削減。 41％以上・・・・・・・・・・10ポイント 31％以上・・・・・・・・・・8ポイント 21％以上・・・・・・・・・・6ポイント 11％以上・・・・・・・・・・4ポイント ５％以上・・・・・・・・・・2ポイント ただし、集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・現行の出荷規格数を５％以上削減。 25％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント ５％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別121のうち「生産コスト」及び「出荷規格数」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「出荷規格数」を選択した場合は、類別121及び類別151の成果目標を選択することはできない。 ※出荷規格数の削減を選択する場合、削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年祖に出荷実績があるものに限る。 また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0％以上短い。 24.0％以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8％以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント
130	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を５ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント ５ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が１％以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.5％以上の場合は、下記のとおりとする。	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0％以上。 48.0％以上・・・・・・・・・・5ポイント 37.3％以上・・・・・・・・・・4ポイント 26.5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 15.8％以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26％以上

	・当該品目の契約取引数量を10%以上増加。 70%以上・・・・・・・・・・10ポイント 55%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別130の成果目標を選択することはできない。	(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。 0.70%以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.59%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.48%以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.37%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.26%以上・・・・・・・・・・1ポイント
131	・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・・・・・・5ポイント 38%以上・・・・・・・・・・4ポイント 27%以上・・・・・・・・・・3ポイント 16%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
132	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
133	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
134	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別120及び類別128の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 16.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別128の現況値を選択することはできない。
135	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別127の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別127の現況値を選択することはできない。
136	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント	・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		9 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。	9 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	137	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・・・・・ 15ポイント 40%・・・・・・・・・・・・・・ 12ポイント 30%・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20%・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別123の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
花き	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の一環として、都道府県が策定する「農業用ハウス災害被害防止計画」に基づき、低コスト耐候性ハウスを整備する場合には、基礎点として2ポイントを付与する。 ただし、基礎点に達成すべき成果目標及び現況値のポイントを加えた合計点は30ポイントを上限とする。		
	138	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3 %以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	139	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を3ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。） ③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ただし、リレー出荷している場合にあつては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 24%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	140	・当該品目の10 a 当たり収量を3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別134のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別135のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別140のうち「単位面積当たりの収量」及び類別142のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	141	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5 %以上縮減。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の

	20%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 16%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 13%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 9 %以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 5 %以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別135の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別133の成果目標を選択することはできない。	経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 105%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 110%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 115%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 120%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
142	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 40%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 30%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 20%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 5 %以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別134のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別133の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 105%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 110%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 115%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 120%以下・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
143	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 12ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 9 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 6 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 3 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷額が2億円以上の場合は、下記のとおりとする。 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポイント以上増加。 10ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 8 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 6 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 4 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 2 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別143の成果目標を選択することはできない	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 12%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 9 %以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 6 %以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3 %以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
144	・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。 40ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 30ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 20ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 10ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 5 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 12ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 9 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 6 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
145	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 4 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 3 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 2 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1 ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。 25%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 20%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 15%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 5 %以上・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
146	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場

		の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	147	・当該品目の10 a 当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上高い・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上高い・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上高い・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上高い・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別133及び類別141の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別141の現況値を選択することはできない。
	148	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別40の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別140の現況値を選択することはできない。
	149	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別133の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	150	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別136の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
環境保全型農業 （有機農業を除く）	151	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	152	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む農業者（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第110号。以下「持続農業法」という。）に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業	○環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む農業者割合が5%以上。 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント

		者の合計）の割合を5ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント 又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む面積（持続農業法に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	30%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ○環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む面積の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント
	153	・販売金額又は販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・過去5年間ににおける販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	154	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・10ポイント 55ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上・・・5ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
畜産周辺環境影響低減	155	・現状の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等※を15%以上低減。（なお、その低減率に関わらず、事業実施後の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等が100mg/1以下の場合は10ポイントとする。） 85%以上・・・10ポイント 65%以上・・・8ポイント 50%以上・・・6ポイント 35%以上・・・4ポイント 15%以上・・・2ポイント ※硝酸性窒素等とは、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。	・現状の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等※の排出量が水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準を満たしている。 ・・・5ポイント
	156	・臭気指数（悪臭防止法第2条第2項に定めるもの）を現状から11%以上低減 33%以上・・・10ポイント 28%以上・・・8ポイント 22%以上・・・6ポイント 17%以上・・・4ポイント 11%以上・・・2ポイント ※ただし、悪臭防止法に基づく規制地域であって、規制基準未達となる場合にあっては0ポイントとする。	・臭気測定を過去2年に渡り年間一回以上行っている。 ・・・5ポイント ・1年以内に臭気測定を行っている。 ・・・3ポイント
国産原材料サプライチェーン構築	157	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・10ポイント 75%以上・・・8ポイント 50%以上・・・6ポイント	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・5ポイント

		25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5%以上増加するものとする。なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内のおの出荷量を増加させること、かつ、協議会外へのおの出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 38%以上・・・・・・・・・・8ポイント 27%以上・・・・・・・・・・6ポイント 16%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
青果物広域流通システム構築	158	・流通コスト（単位数量当たりの集出荷・販売経費）を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別108及び類別121のうち「流通コスト」、類別108、類別109、類別121及び類別122のうち「出荷規格数」の成果目標を選択することはできない。	・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・・・・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。
畜産生産基盤育成強化	159	・事業実施地区内における当該畜産加工品のおの出荷額が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別185の①成果目標を選択することはできない。	・事業実施地区内における畜産物のおの出荷額が事業実施前年度と直近3年の平均値と比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・・5ポイント 111%以上・・・・・・・・・・4ポイント 108%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	160	・事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。 65ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 50ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物のおの出荷量が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	161	【生乳】 ・1頭当たり乳量を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の1頭当たり乳量の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	162	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別156	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント

	並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
163	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・8ポイント 17%以上・・・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別155並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
164	【生乳】 ・酪農における初産月齢を1.0%以上短縮。 2.2%以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の初産月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
165	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別185の①成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 113.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 110.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
166	【牛肉】 ・肥育における出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポイント以上増加。 1.4ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 143.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 132.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 122.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 112.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
167	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別161の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肥育開始月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
168	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別160及び167の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の子牛の出荷月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
169	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖におけるほ育苗成時事故率（(分娩頭数-出荷頭数)／分娩頭数）を4.2%以上低減。	・直近3年の当該地区のほ育苗成時事故率の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。

	9.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	84.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 91.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 94.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
170	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育期間月齢を2.7%以上短縮。 6.3%以上・・・・・・・・・・10ポイント 5.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.7%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の肥育終了月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
171	【牛肉】 ・事業実施地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）を都道府県のバラツキの削減率を10ポイント以上上回る。 18ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 14ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年間における、当該地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）と都道府県のバラツキの比率が98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
172	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別166並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
173	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肥育にあつては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別165並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 66.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 77.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
174	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮。 3.1%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別161の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の分娩間隔の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
175	【豚肉】 ・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が1.5ポイント以上増加。 3.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント	・直近3年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 145.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 134.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 123.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント

	2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	112.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
176	【豚肉】 ・繁殖めす豚における年間分娩回数を1.1%以上増加。 2.7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.3%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の養豚の年間分娩回数の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
177	【豚肉】 ・養豚における事故率（（分娩頭数-出荷頭数）／分娩頭数）を24%以上低減。 56%以上・・・・・・・・・・10ポイント 48%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・・・6ポイント 32%以上・・・・・・・・・・4ポイント 24%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の事故率（出生から出荷場まで）の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
178	【豚肉】 ・養豚における1腹産子数が平均0.25頭以上増加。 1.25頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.00頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.75頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.50頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25頭以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年における当該地区の養豚の1腹産子数の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
179	【豚肉】 ・養豚における1日平均増体重が0.25%以上増加。 1.25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.00%以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.75%以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の1日平均増体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 114.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 110.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 106.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
180	【豚肉】 ・肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減。 11%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別174並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
181	【豚肉】 ・肥育豚又は繁殖豚1頭当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別173並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
182	【鶏肉（種鶏）】 ・肉用鶏飼養における育成率（49日齢時における生存羽数／鶏群のえ付け羽数）が0.2ポイント以上増加。 ※種鶏場にあつては、種鶏における育成率（初産日齢時における	・直近3年の当該地区の育成率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 ※種鶏場にあつては、種鶏における直近3年の当該地区の育

	生存羽数／鶏群のえ付け羽数）が0.2ポイント以上増加とする。 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	成率の平均値が都道府県等の平均値と比較して102％以上とする。 114％以上・・・・・・・・・・5ポイント 111％以上・・・・・・・・・・4ポイント 108％以上・・・・・・・・・・3ポイント 105％以上・・・・・・・・・・2ポイント 102％以上・・・・・・・・・・1ポイント
183	【鶏肉（種鶏）】 ・肉用鶏飼養における飼料要求率が0.25％以上向上。 ※種鶏場にあつては、種鶏飼養における飼料要求率が0.25％以上向上とする。 1.00ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102％以上。 ※種鶏場にあつては、直近3年の当該地区の種鶏飼養における飼料要求率の向上割合の平均値が都道府県等の平均値と比較して102％以上とする。 110％以上・・・・・・・・・・5ポイント 108％以上・・・・・・・・・・4ポイント 106％以上・・・・・・・・・・3ポイント 104％以上・・・・・・・・・・2ポイント 102％以上・・・・・・・・・・1ポイント
184	【鶏肉（種鶏・ふ卵）】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8％以上削減。 ※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストを8％以上削減とする。 19％以上・・・・・・・・・・10ポイント 16％以上・・・・・・・・・・8ポイント 13％以上・・・・・・・・・・6ポイント 11％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別178並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98％以下。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの生産コストの平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの生産コストの平均値が都道府県等の平均値と比較して98％以下とする。 90％以下・・・・・・・・・・5ポイント 92％以下・・・・・・・・・・4ポイント 94％以下・・・・・・・・・・3ポイント 96％以下・・・・・・・・・・2ポイント 98％以下・・・・・・・・・・1ポイント
185	【鶏肉（種鶏・ふ卵）】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13％以上削減。 ※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの労働時間を13％以上削減とする。 23％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 18％以上・・・・・・・・・・6ポイント 15％以上・・・・・・・・・・4ポイント 13％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別177並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98％以下。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの労働時間の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの労働時間の平均値が都道府県等の平均値と比較して98％以下とする。 90％以下・・・・・・・・・・5ポイント 92％以下・・・・・・・・・・4ポイント 94％以下・・・・・・・・・・3ポイント 96％以下・・・・・・・・・・2ポイント 98％以下・・・・・・・・・・1ポイント
186	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における49日齢時体重が0.25％以上増加。 1.00％以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80％以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65％以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45％以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の49日齢時体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102％以上。 110％以上・・・・・・・・・・5ポイント 108％以上・・・・・・・・・・4ポイント 106％以上・・・・・・・・・・3ポイント 104％以上・・・・・・・・・・2ポイント 102％以上・・・・・・・・・・1ポイント
187	【鶏卵（種鶏・ふ卵）】 ・採卵養鶏飼養における産卵率が0.3ポイント以上向上。 ※種鶏場にあつては種鶏の産卵率、ふ卵場にあつては初生ひなの発生率が0.3ポイント以上向上とする。 0.7ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント	・直近3年の当該地区の産卵率の平均値が都道府県の平均値と比較して102％以上。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏の産卵率の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の初生ひなの発生率の平均値が都道府県等の平均値と比較して102％以上とする。 110％以上・・・・・・・・・・5ポイント

	0.4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別181の成果目標を選択することはできない。	108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
188	【鶏卵（種鶏・ふ卵）】 ・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。 ※種鶏場にあつては種卵の年間生産量、ふ卵場にあつては初生ひなの年間生産量が0.25%以上増加とする。 1.00%以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別180及び185の①の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の年間産卵量の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種卵の年間生産量の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の初生ひなの年間生産量の平均値が都道府県等の平均値と比較して102%以上とする。 122%以上・・・・・・・・・・5ポイント 117%以上・・・・・・・・・・4ポイント 112%以上・・・・・・・・・・3ポイント 107%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
189	【鶏卵（種鶏・ふ卵）】 ・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。 ※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストが8%以上削減とする。 19%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別183並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの生産コストの平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの生産コストの平均値が都道府県等の平均値と比較して98.0%以下とする。 88.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 95.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
190	【鶏卵（種鶏・ふ卵）】 ・採卵鶏100羽当たり労働時間が13%以上削減。 ※種鶏場にあつては種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの労働時間が13%以上削減とする。 23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別182並びに185の②及び③の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 ※種鶏場にあつては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの労働時間の平均値、ふ卵場にあつては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの労働時間の平均値が都道府県等の平均値と比較して98%以下とする。 78%以下・・・・・・・・・・5ポイント 83%以下・・・・・・・・・・4ポイント 88%以下・・・・・・・・・・3ポイント 93%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
191	【鶏卵（種鶏）】 ・採卵鶏飼養における飼料要求率が0.25%以上向上。 ※種鶏場にあつては、種鶏飼養における飼料要求率が0.25%以上向上とする。 1.00%以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合が都道府県の平均値と比較して102%以上向上。 ※種鶏場にあつては、直近3年の当該地区の種鶏飼養における飼料要求率の向上割合が都道府県等の平均値と比較して102%以上向上とする。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
192	・以下の①から③までの中から1つ選択するものとする。 ①受益農家の生産額を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・畜産に係る地域の収益力向上のために、生産者、行政機関及び畜産支援組織・関連企業等による一体的な取組を行っている。 畜産クラスターを組織して取り組んでいる・・・・・・・・・・5ポイント ※なお、畜産クラスターとは、生産者、行政機関及び畜産支援

		②受益農家の家畜１頭（ブロイラー・採卵鶏・種鶏・初生ひなの場合100羽）当たりの生産コストを８％以上削減。 13％以上・・・・・・・・・・10ポイント 12％以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 11％以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ③受益農家の家畜１頭（ブロイラー・採卵鶏・種鶏・初生ひなの場合100羽）当たりの労働時間を９％以上削減。 26％以上・・・・・・・・・・10ポイント 21％以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 17％以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 13％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 9％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント ※一つの取組において、①の成果目標を選択した場合は、類別152、158及び181を、②又は③の成果目標を選択した場合は、類別155、156、165、166、173、174、177、178、182及び183を選択することはできない。	組織・関連企業等が有機的に連携・結集したものであり、事業内容が地域の収益力向上に向けた取組の一環であることとする。												
家畜改良増殖	193	【牛】 ・後代検定後、選抜種雄牛の産子の年間市場上場頭数が県有種雄牛産子中の上位10位以内。 3位以内・・・・・・・・・・10ポイント 4位以内・・・・・・・・・・ 8ポイント 6位以内・・・・・・・・・・ 6ポイント 8位以内・・・・・・・・・・ 4ポイント 10位以内・・・・・・・・・・ 2ポイント	・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛において、産子の肥育成績（日齢枝肉重量（g）または１日平均増体量（kg））の平均値が直近年度以前の過去２年に産子の肥育成績が出た選抜種雄牛産子の肥育成績平均値と比較して2.0％または4.0％以上高い。 <table><tr><td>日齢枝肉重量</td><td>１日平均増体量</td></tr><tr><td>10.0％以上・・ 5ポイント</td><td>20.0％以上・・ 5ポイント</td></tr><tr><td>8.0％以上・・ 4ポイント</td><td>16.0％以上・・ 4ポイント</td></tr><tr><td>6.0％以上・・ 3ポイント</td><td>12.0％以上・・ 3ポイント</td></tr><tr><td>4.0％以上・・ 2ポイント</td><td>8.0％以上・・ 2ポイント</td></tr><tr><td>2.0％以上・・ 1ポイント</td><td>4.0％以上・・ 1ポイント</td></tr></table> 又は、 ・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛雌産子において、直近年度の平均期待育種価（日齢枝肉重量（g））が直近年度の県内雌牛の平均期待育種価と比較して1.0％以上増加。 5.0％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4.0％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・ 1ポイント	日齢枝肉重量	１日平均増体量	10.0％以上・・ 5ポイント	20.0％以上・・ 5ポイント	8.0％以上・・ 4ポイント	16.0％以上・・ 4ポイント	6.0％以上・・ 3ポイント	12.0％以上・・ 3ポイント	4.0％以上・・ 2ポイント	8.0％以上・・ 2ポイント	2.0％以上・・ 1ポイント	4.0％以上・・ 1ポイント
	日齢枝肉重量	１日平均増体量													
	10.0％以上・・ 5ポイント	20.0％以上・・ 5ポイント													
8.0％以上・・ 4ポイント	16.0％以上・・ 4ポイント														
6.0％以上・・ 3ポイント	12.0％以上・・ 3ポイント														
4.0％以上・・ 2ポイント	8.0％以上・・ 2ポイント														
2.0％以上・・ 1ポイント	4.0％以上・・ 1ポイント														
194	【牛】 ・繁殖供用した雌牛の平均初産月齢が0.5％以上短縮。 4.0％以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 0.5％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・繁殖供用した雌牛の平均分娩間隔が0.5％以上短縮。 5.0％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4.0％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0.5％以上・・・・・・・・・・ 1ポイント													
195	【牛】 ・選抜種雄牛の雌産子の平均推定育種価（日齢枝肉重量（g））が県内雌牛の平均推定育種価と比較して1.0％以上向上。 5.0％以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.0％以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・直近年度に繁殖供用できる選抜種雄牛の雌産子を繁殖供用し、その初産月齢または分娩間隔が0.5％以上短縮。 （初産月齢） 4.0％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 0.5％以上・・・・・・・・・・ 1ポイント （分娩間隔） 5.0％以上・・・・・・・・・・ 5ポイント													

		4.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・直近年度に選定された選抜種雄牛の雄産子を候補種雄牛として、直接検定における1日平均増体量（kg）が直近3年の県内平均値と比較して1.0%以上高い。 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
196	【牛】 ・各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、年間出荷量（kg）が0.8%以上増加。 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年度に各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、直近過去3年の年間平均出荷量（kg）より0.8%以上増加。 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
197	【豚肉】 ・能力（1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体重、背脂肪の厚さ、ロース芯筋肉脂肪含量、保水力、剪断力価、飼料要求率等のうち、把握可能な2項目以上について改良を行うものとする。）を1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・左記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
198	【豚肉】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養豚産業の品質向上、競争力強化に寄与するものであり、都道府県が推奨する銘柄又は今後、銘柄化が確実であるもの。以下【豚肉】において同じ。）の1腹当たりに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数を4%以上増加。 8%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の1腹当たりに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去5年間の生産量又は飼養頭数に対して4%以上多い。 8%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
199	【豚肉】 ・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数を5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去5年間の生産量に対して5%以上多い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
200	【豚肉】 ・当該銘柄豚1頭当たり物財費を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント	・当該銘柄の物財費について、都道府県における銘柄の把握可能な直近年度の物財費に対して3%以上少ない。 7%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント

	3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	3 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
201	【豚肉】 ・当該銘柄豚 1 頭当たり労働時間を6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該銘柄の労働時間について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の労働時間に対して6.5%以上少ない。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
202	【鶏肉（種鶏・ふ卵）】 ・能力（飼料要求率、49日齢時体重等）が現在値に対して1.0%以上向上。 ※種鶏場にあつては種鶏、ふ卵場にあつては初生ひなの能力が現在値に対して1.0%以上向上とする。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・能力について都道府県が独自に設定した値に対して 1 % 以上高い。 ※種鶏場にあつては種鶏、ふ卵場にあつては初生ひなの能力について都道府県等の平均値に対して 1 % 以上高いこととする。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7 % 以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 % 以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
203	【鶏肉（種鶏・ふ卵）】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏肉（種鶏・ふ卵）】において同じ。）の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して 5 % 以上増加。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏飼養羽数又は種卵生産量、ふ卵場にあつては初生ひな生産羽数が現在値に対して 5 % 以上増加とする。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該銘柄の飼養羽数又は生産量（産肉量）について都道府県が独自に設定した値に対して 5 % 以上多い。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏飼養羽数又は種卵生産量、ふ卵場にあつては初生ひな生産羽数について都道府県等の平均値に対して 5 % 以上多いこととする。 65%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 % 以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
204	【鶏肉（種鶏・ふ卵）】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減とする。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別198の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近 3 年の平均よりも 4.0%以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストが直近 3 年の平均よりも 4.0%以上削減とする。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
205	【鶏肉（種鶏・ふ卵）】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減とする。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別197	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近 3 年の平均よりも 6.5 % 以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの労働時間が直近 3 年の平均よりも 6.5%以上削減とする。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	の成果目標を選択することはできない。	
206	【鶏卵（種鶏・ふ卵）】 ・能力（飼料要求率、年間産卵量等）が現在値に対して1.0％以上向上。 ※種鶏場にあつては種鶏、ふ卵場にあつては初生ひなの能力が現在値に対して1.0％以上向上とする。 2.4％以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.7％以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・能力（飼料要求率、年間産卵量等）について都道府県が独自に設定した値に対して1.0％以上高い。 ※種鶏場にあつては種鶏、ふ卵場にあつては初生ひなの能力について都道府県等の平均値に対して1.0％以上高いこととする。 2.4％以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.7％以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.4％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント
207	【鶏卵（種鶏・ふ卵）】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏卵（種鶏・ふ卵）】において同じ。）の飼養羽数又は鶏卵の生産量が現在値に対して5％以上増加。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏飼養羽数又は種卵生産量、ふ卵場にあつては初生ひな生産羽数が現在値に対して5％以上増加とする。 25％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の飼養羽数又は鶏卵の生産量が都道府県が独自に設定した値に対して5％以上多い。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏飼養羽数又は種卵生産量、ふ卵場にあつては初生ひな生産羽数が都道府県等の平均値に対して5％以上多いこととする。 25％以上・・・・・・・・・・5ポイント 20％以上・・・・・・・・・・4ポイント 15％以上・・・・・・・・・・3ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・1ポイント
208	【鶏卵（種鶏・ふ卵）】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0％以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストが現在値に対して4.0％以上削減とする。 9.5％以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.0％以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5％以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0％以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.0％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別202の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3年の平均よりも4.0％以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの生産コストが直近3年の平均よりも4.0％以上削減とする。 9.5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.0％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5.0％以上・・・・・・・・・・2ポイント 4.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント
209	【鶏卵（種鶏・ふ卵）】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5％以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの労働時間が現在値に対して6.5％以上削減とする。 11.5％以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0％以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0％以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別201の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3年の平均よりも6.5％以上削減。 ※種鶏場にあつては当該銘柄の種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあつては種卵100個当たりの労働時間が直近3年の平均よりも6.5％以上削減とする。 11.5％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0％以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.0％以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5％以上・・・・・・・・・・1ポイント
210	【特用家畜のうち地鶏等の家きん】 ・当該家畜（当該銘柄（事業実施地区内の産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う特用家畜の銘柄。以下【特用家畜】において同じ。）の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して25％以上増加。 125％以上・・・・・・・・・・10ポイント 100％以上・・・・・・・・・・8ポイント	【特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の農家1戸当たりの飼養頭羽数又は生産量（産肉量）の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は都道府県で独自に設定）に対して5.0％以上多い。 122.0％以上・・・・・・・・・・5ポイント 92.8％以上・・・・・・・・・・4ポイント 63.5％以上・・・・・・・・・・3ポイント

		75%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 50%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 25%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 【馬及び特用家畜】 ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数又は生産量（産肉量）が都道府県の定める目標頭数に対して60%以上増加。 140%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 120%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 100%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 80%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 60%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	34.3%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 5.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 【馬】 ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 2.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 1.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 0.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	211	【馬】 ・馬の生産技術（生産率）を現状値に対して0.5ポイント以上向上。ただし、馬の生産技術（生産率）の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 2.0ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 1.5ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 1.0ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 0.5ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の能力を0.5%以上向上。ただし、能力については家畜改良増殖目標に定めてあるものとし、全国平均値又は都道府県独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 2.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 1.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 1.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 0.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	【馬】 ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 2.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 1.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 0.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。 15.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 12.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 10.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 7.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 5.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	212	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均生産コスト以下の取組とする。 12%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 8%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 7%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 5%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別206の成果目標を選択することはできない。	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが直近3年の平均よりも5%以上削減。 12%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 8%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 7%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 5%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	213	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均労働時間以下の取組とする。 25%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 20%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 15%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 5%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別205の成果目標を選択することはできない。	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が直近3年の平均よりも5.0%以上削減。 68.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 52.3%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 36.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 20.8%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 5.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
飼料増産	214	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 20ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 15ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 10ポイント以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が県又は市町村平均と比較して100%以上。 120%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 115%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 110%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 105%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント

	5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	100%以上・・・・・・・・・・1ポイント
215	・受益地区や組織の単収の県又は市町村平均と比較した割合が直近年から4ポイント以上増加。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の単収が県又は市町村平均と比較して100.0%以上。 134.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 125.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 117.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
216	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較した割合を4ポイント以上削減。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して100%以下。 64%以下・・・・・・・・・・5ポイント 73%以下・・・・・・・・・・4ポイント 82%以下・・・・・・・・・・3ポイント 91%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
217	・受益農家の粗飼料の自給率を4ポイント以上増加。 24ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 14ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家の粗飼料の自給率が県又は市町村平均と比較して100%以上。 130%以上・・・・・・・・・・5ポイント 124%以上・・・・・・・・・・4ポイント 112%以上・・・・・・・・・・3ポイント 106%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント
218	・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率を2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率が都道府県又は市町村の平均と比較して100%以上 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
219	・受益農家の生産額を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家の平均生産額が県又は市町村平均と比較して100%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
220	・受益農家の家畜1頭当たりの生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別214の成果目標を選択することはできない。	・受益農家の家畜1頭当たりの生産コストが県又は市町村の平均と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
221	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）を1ポイント以上削減。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別213	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（地域で算出された飼料コストを用いても可。）の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・3ポイント 99%以下・・・・・・・・・・2ポイント

		の成果目標を選択することはできない。	100%以下・・・・・・・・・・1 ポイント
	222	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間が県又は市町村の平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・5 ポイント 85%以下・・・・・・・・・・4 ポイント 90%以下・・・・・・・・・・3 ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1 ポイント
飼料増産（地域未利用資源の飼料利用）	223	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）の100%以上。 110.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 105.0%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	224	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、直近の全国の飼料化率（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）の100.0%以上。 123.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 117.3%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 111.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 105.8%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	225	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（ただし、地域で算出され飼料コストの数値を用いても可。）の平均に対して0.5%以上削減。 4.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料コストを用いても可。）の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・5 ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4 ポイント 98%以下・・・・・・・・・・3 ポイント 99%以下・・・・・・・・・・2 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1 ポイント
	226	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・5 ポイント 85%以下・・・・・・・・・・4 ポイント 90%以下・・・・・・・・・・3 ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2 ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1 ポイント
食肉等流通体制整備	227	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を10%以上増加。 ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラル認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラル認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラル認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上。 また、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,120頭以上・・・・・・・・・・5 ポイント 980頭以上・・・・・・・・・・4 ポイント 840頭以上・・・・・・・・・・3 ポイント 700頭以上・・・・・・・・・・2 ポイント 560頭以上・・・・・・・・・・1 ポイント 又は、事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上でかつ、再編整備を伴う場合 ・・・5 ポイント ただし、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの

	25%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 20%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 15%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント なお、既に 1 日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が 1, 000頭以上である場合にあっては、以下の成果目標を選択することができるものとする。 ・稼働率を70%以上に増加。ただし、現状の稼働率を下回らないこと。 （稼働率＝1 日当たりの平均処理頭数(肥育豚換算)／1 日当たりの処理能力(肥育豚換算)） 80%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 78%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 76%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 73%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 70%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 又は、 ・新たにに取り組む場合にあっては 1 日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が1, 120頭以上。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1, 680頭以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 1, 540頭以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 1, 400頭以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 1, 260頭以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1, 120頭以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	平均処理頭数が560頭未満であっても 1 ポイント。 また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は 1 日当たり平均処理頭数が15頭以上。 35頭以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 30頭以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 25頭以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 20頭以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 15頭以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
228	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの年間の牛及び豚と畜頭数における輸出向けの牛及び豚のと畜頭数の割合を 1 %以上に増加。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛及び豚の頭数に限る。 5 %以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 4 %以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 3 %以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 2 %以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1 %以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント なお、既に輸出向け出荷量が50t以上の場合にあっては、輸出向けの牛及び豚のと畜頭数の割合を0. 3%以上に増加。 1. 5%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 1. 2%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 0. 9%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 0. 6%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 0. 3%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあっては、本成果目標を選択することはできない。	・事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近 5 年間に牛肉又は豚肉に関しての輸出実績があること ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 又は、 ・以下の①から⑤の取組のうち複数を選択し、ポイントを合計（ただし、ポイントの上限は 5 ポイントとする。） ①H A C C P 等認定を取得していること・ ・ ・ 3 ポイント ②事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント ③牛肉又は豚肉を含んだ輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ④牛肉又は豚肉を含んだ日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・ ・ ・ 1 ポイント ⑤輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
229	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの 1 頭当たりの部分肉処理コストを 5 %以上削減。（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上） 25%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 20%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 15%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 5 %以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの 1 頭当たりの部分肉処理コストが、 1 牛の場合 21, 600円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 22, 950円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 24, 300円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 25, 650円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 27, 000円以下 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント 2 豚の場合 2, 400円以下・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 2, 550円以下・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 2, 700円以下・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 2, 850円以下・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3, 000円以下・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント

230	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、 1 牛の場合 58.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 55.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 53.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 50.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 48.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 2 豚の場合 76.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 73.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 71.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 68.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 66.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・ハラル認定の取得に向けた取組を行っている施設であって、牛専用の施設であること。・・・・・・・・5ポイント
231	【家畜流通】 ・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。 25.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が5,000頭以上。 ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した取引頭数とする。 11,000頭以上・・・・・・・・・・5ポイント 9,500頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 8,000頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 6,500頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 5,000頭以上・・・・・・・・・・1ポイント ※ただし、中山間地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域並びに「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。）にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が3,500頭以上であれば5ポイント。 また、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。）にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が1,500頭以上であれば5ポイント。
232	【家畜流通】 ・開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。 ただし現況を下回る目標は認めない。 450頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 400頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 350頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 300頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 250頭以上・・・・・・・・・・2ポイント	・年間開催回数（毎月1回以上）が12回以上。 36回以上・・・・・・・・・・5ポイント 30回以上・・・・・・・・・・4ポイント 24回以上・・・・・・・・・・3ポイント 18回以上・・・・・・・・・・2ポイント 12回以上・・・・・・・・・・1ポイント
233	【家畜流通】 ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・市場整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 65%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント
234	【鶏肉】	

	・鶏もも肉 1 kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の鶏もも肉 1 kgの卸売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
235	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家全体の年間出荷羽数が、ブロイラーにあつては125万羽以上、成鶏にあつては35万羽以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。） (ブロイラーの場合) 625万羽以上・・・・・・・・・・5ポイント 500万羽以上・・・・・・・・・・4ポイント 375万羽以上・・・・・・・・・・3ポイント 250万羽以上・・・・・・・・・・2ポイント 125万羽以上・・・・・・・・・・1ポイント (成鶏の場合) 180万羽以上・・・・・・・・・・5ポイント 140万羽以上・・・・・・・・・・4ポイント 105万羽以上・・・・・・・・・・3ポイント 70万羽以上・・・・・・・・・・2ポイント 35万羽以上・・・・・・・・・・1ポイント
236	【鶏肉】 ・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・生体 1 kg当たりの平均処理加工費用50円（成鶏の場合は80円）と比較して1.0%以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 8.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 6.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
237	【鶏卵】 ・鶏卵 1 kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近6年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
238	【鶏卵】 ・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。） 61トン以上・・・・・・・・・・5ポイント 48トン以上・・・・・・・・・・4ポイント 36トン以上・・・・・・・・・・3ポイント 23トン以上・・・・・・・・・・2ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・1ポイント
239	【鶏卵】 ・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。（処理コスト：労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上） 30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 22.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
240	【鶏卵】	

		・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減。 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 1.00%以下・・・・・・・・・・5ポイント 1.25%以下・・・・・・・・・・4ポイント 1.50%以下・・・・・・・・・・3ポイント 1.75%以下・・・・・・・・・・2ポイント 2.00%以下・・・・・・・・・・1ポイント
農畜産物輸出に向けた体制整備 ※本成果目標中において、 ①「HACCP等認定」とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画又は国際基準に整合している認証をいい、 ②「ハラール認証」とは、イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示をされた食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。	241	・以下の①及び②の中の1つを選択するものとする。 ①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、総出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷量又は出荷額の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合 20%以上増・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上増・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上増・・・・・・・・・・6ポイント なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント ②畜産物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量1トン以上でかつ、輸出向け出荷量の増加割合 15%以上増・・・・・・・・・・10ポイント 12.5%以上増・・・・・・・・・・9ポイント 10%以上増・・・・・・・・・・8ポイント 7.5%以上増・・・・・・・・・・7ポイント 5%以上増・・・・・・・・・・6ポイント ただし、既に輸出向け出荷量が50トン以上の場合にあつては、以下のポイント配分とする。 5%以上増・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上増・・・・・・・・・・9ポイント 3%以上増・・・・・・・・・・8ポイント 2%以上増・・・・・・・・・・7ポイント 1%以上増・・・・・・・・・・6ポイント なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量 5トン以上・・・・・・・・・・10ポイント 3トン以上・・・・・・・・・・9ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・8ポイント 1トン以上・・・・・・・・・・7ポイント ただし、ハラール証明の取得を必要とする国への畜産物の輸出を行う場合には、輸出向けの年間出荷量 5トン以上・・・・・・・・・・10ポイント 3トン以上・・・・・・・・・・9ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・8ポイント 1トン以上・・・・・・・・・・7ポイント 1トン未満・・・・・・・・・・6ポイント ・上記に加え、以下の③から⑭までの1つ以上を選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ③GAPについて、以下のア及びイまでのいずれかに取組むこと。 ・・・・・・・・・・1ポイント ア GAP認証を取得すること。 イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けること。 ④HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・・・・・・・・1ポイント	・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農畜産物に関する輸出実績があること。 ・・・・・・・・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等・・・・5ポイント ③GAPについて、以下のア及びイのいずれかであること。 ・・・・・・・・・・4ポイント ア GAP認証を取得していること。 イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けていること。 ④HACCP等認定を取得していること・・・・4ポイント ⑤ハラール認証を取得していること・・・・4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・・・・・・・1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している ・・・・・・・・・・1ポイント さらに上記に加え、以下の（ア）～（ウ）のいずれか1つに取り組んでいる場合・・・・3ポイント いずれか2つに取り組んでいる場合・・・・5ポイント （ア）戦略的輸出事業者と輸出用米の契約を結んでいる又は輸出の実績がある （イ）多収性の品種を用いた生産を行っている （ウ）輸出先国の品質基準に合わせた栽培マニュアルを策定している ⑪有機JAS認証を取得していること・・・・4ポイント

		⑤ハラール認証を取得すること・・・１ポイント ⑥対ＥＵ輸出食肉の取扱いについて（平成25年3月29日食安発0329第８号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知）に定められた対ＥＵ輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合すること ・・・１ポイント ⑦輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施すること ・・・１ポイント ⑧上記の③から⑦までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること ・・・１ポイント ⑨H A C C P 認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること ・・・１ポイント ⑩施設整備により輸出先国（産地食肉センターの整備であって、ＥＵ加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、ＥＵを1か国としてカウントする。以下同じ。）を追加すること（新規の取組の場合、２か国目以降）・・・（１か国につき）１ポイント ⑪施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、２品目目以降）・・・（１か国につき）１ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、６桁番号の品目ごとに１品目としてカウントし、畜産物については、４桁番号の品目ごとに１品目としてカウントする。 ⑫輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・１ポイント ⑬和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン（平成19年３月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知）に基づき、和牛と表示できる牛肉の輸出を含む取組であること ・・・１ポイント ⑭公益社団法人日本食肉格付協会の定める牛枝肉取引規格のＡ４等級以上の牛肉の輸出を含む取組であること ・・・１ポイント ⑮コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること ・・・１ポイント ⑯有機ＪＡＳ認証を取得すること・・・１ポイント ※現況値ポイントで②から⑤まで又は⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	
「強み」のある産地形成に向けた体制整備	242	・対象品目の販売額（対象品目及びその加工品の販売額合計のことをいう。以下同じ。）が10%以上増加。 14%以上・・・10ポイント 13%以上・・・８ポイント 12%以上・・・６ポイント 11%以上・・・４ポイント 10%以上・・・２ポイント	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①計画に規定する生産者及び実需者の合計が３者以上 7者以上・・・10ポイント 6者以上・・・８ポイント 5者以上・・・６ポイント 4者以上・・・４ポイント 3者以上・・・２ポイント
	243	・対象品目の販売額のうち導入する新品種等の占める割合が10%以上。 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・８ポイント	②育成者権、商標など知的財産ブランド保護を図る計画を作成していること。 ・・・６ポイント

		20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	③契約販売に取り組んでいること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント																															
	244	・対象品目の販売額のうち契約取引が占める割合を 5 ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント																																
スマート農業実践施設の整備	245	・地域エネルギーの活用又は省エネルギー化の取組により化石燃料の使用量を30%以上低減 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	・以下の①及び②の合計とする。 ①コンソーシアムの構成員の業種数が、下記の産業分類表に基づき、地方公共団体、生産者を除き 1 業種以上 5 業種以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント (産業分類表)																															
	246	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①対象品目の全出荷量に占める契約取引の割合が50%以上 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 65%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 55%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント ②対象品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して20%以上高い 100%以上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント ③対象品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を 3 %以上増加 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	<table><tr><td>産業分類</td><td>(参考) 分類コード</td></tr><tr><td>農業</td><td>A01</td></tr><tr><td>林業</td><td>A02</td></tr><tr><td>建設業</td><td>D</td></tr><tr><td>食料品製造業</td><td>E09</td></tr><tr><td>食料品製造業以外の製造業</td><td>EのうちE09以外</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>G</td></tr><tr><td>運輸業、郵便業</td><td>H</td></tr><tr><td>飲食料品卸売業</td><td>I52</td></tr><tr><td>飲食料品小売業</td><td>I58</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>J</td></tr><tr><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>L</td></tr><tr><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>M</td></tr><tr><td>教育、学習支援業</td><td>O</td></tr><tr><td>協同組合</td><td>Q87</td></tr><tr><td>サービス業（他に分類されないもの）</td><td>R</td></tr></table> ※業種は総務省日本標準産業分類一覧による。 ※地方公共団体の研究機関が参加する場合は、「学術研究、専門・技術サービス業」の分類に該当するとみなし、業種数に計上することができるものとする。 ②今回整備するスマート農業実践施設における作付（栽培）面積 3.0ha以上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5ha以上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.0ha以上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1.5ha以上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0ha以上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	産業分類	(参考) 分類コード	農業	A01	林業	A02	建設業	D	食料品製造業	E09	食料品製造業以外の製造業	EのうちE09以外	情報通信業	G	運輸業、郵便業	H	飲食料品卸売業	I52	飲食料品小売業	I58	金融業、保険業	J	学術研究、専門・技術サービス業	L	宿泊業、飲食サービス業	M	教育、学習支援業	O	協同組合	Q87	サービス業（他に分類されないもの）
産業分類	(参考) 分類コード																																	
農業	A01																																	
林業	A02																																	
建設業	D																																	
食料品製造業	E09																																	
食料品製造業以外の製造業	EのうちE09以外																																	
情報通信業	G																																	
運輸業、郵便業	H																																	
飲食料品卸売業	I52																																	
飲食料品小売業	I58																																	
金融業、保険業	J																																	
学術研究、専門・技術サービス業	L																																	
宿泊業、飲食サービス業	M																																	
教育、学習支援業	O																																	
協同組合	Q87																																	
サービス業（他に分類されないもの）	R																																	
	247	・高度環境制御技術、ロボットによる自動化技術、雇用生産型管理技術を活用した経営に取り組む面積または農業者数（戸数）の現状値の 2 倍以上とする。 4 倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 3.5倍以上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 2.5倍以上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント なお、温室と内部設備を合わせた設置コストが23千円/㎡以下、かつ当該地域における従来の同規模・同性能の温室と比べ、設置コストを 3 割低減できると見込まれる場合は、上記ポイントに 1 ポイント加えることができる。	・以下のいずれかを選択するものとする。 ①都道府県における施設園芸面積のうち、高度環境制御装置のある施設面積の割合 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1 %以上 2 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 %未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント ②都道府県における施設園芸面積のうち、50a以上規模層の占める施設面積割合が50%以上 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 40%以上50%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント																															

	248	・高度環境制御技術、ロボットによる自動化技術、雇用型生産管理技術を地域に普及する指導者の増加数を1人以上とする。 5人以上・・・・・・・・・・10ポイント 4人以上・・・・・・・・・・9ポイント 3人以上・・・・・・・・・・8ポイント 2人以上・・・・・・・・・・7ポイント 1人以上・・・・・・・・・・6ポイント	→高度環境制御技術、ロボットによる自動化技術、雇用型生産管理技術を地域に普及する指導者数 3人以上・・・・・・・・・・5ポイント 2人以上・・・・・・・・・・4ポイント 1人以上・・・・・・・・・・3ポイント
地球温暖化対策 （気候変動リスク軽減）	※1 当該メニューの達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値をすべて選択するものとする。 ※2 当該メニューを行う場合は、5割以上の受益農業従事者が早期警戒システム等を導入し、気象予測に応じた対策を適切に講じるものとする。		
	249	・事業実施地区において早期警戒システム等（※）の導入割合が50%以上。 90%以上・・・・・・・・・・10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 70%以上・・・・・・・・・・6ポイント 60%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※生産者が高温障害、冷害、降雨、降雪、病虫害等の予防対策がとれるように発生予測等の情報を携帯端末等に提供するシステム又はこれに準じるもの。	・事業実施地区における農業災害補償制度の引受面積割合が、70%以上。 94%以上・・・・・・・・・・5ポイント 88%以上・・・・・・・・・・4ポイント 82%以上・・・・・・・・・・3ポイント 76%以上・・・・・・・・・・2ポイント 70%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・事業実施地区における農業災害補償制度の引受面積割合が、過去5年間で1%以上向上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※農業災害補償制度の対象になっていない品目については、類別2の成果目標に対する現況値ポイントとする。
	250	・以下の①又は②から1つ選択するものとする。 ①事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種や病虫害耐性品種等（複数品種ある場合はその合計）の作付面積が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・10ポイント 92%以上・・・・・・・・・・8ポイント 88%以上・・・・・・・・・・6ポイント 84%以上・・・・・・・・・・4ポイント 80%以上・・・・・・・・・・2ポイント ②事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種や病虫害耐性品種等（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※（独）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	・以下の①又は②から1つ選択するものとする。 ①事業実施地区における高温障害を軽減できる高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が5%以上。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント ②事業実施地区における異常気象リスクを軽減できる病虫害耐性品種等の作付面積割合が直近5中3年平均の6%以上。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
地球温暖化対策 （土壌劣化リスク軽減）	251	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	252	・事業の受益に係るほ場における事業実施後の10a当たり平均収量（※1，※2）が、事業実施前2作の平均値と比較して5ポ	・事業の受益に係るほ場の事業実施前2作の10a当たり平均収量（※）が、それ以前の同一ほ場における同一作物の平均値

		イント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント (※1) 現況値ポイントで選択した指標と同一のものに限る。 (※2) 顕著な異常気象等による異常値は除外することができる。	に対して5ポイント以上低い(土壌診断の結果等から判断して、その原因に土壌の劣化(土壌の物理性・化学性の悪化)が大きく寄与していると認められるものに限る。) 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント (※) 品質の低下が生産上の課題となっている場合にあっては、一定の基準(品質や規格)以上のものの収量に代えることができる。
	253	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上・・・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 19%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
資材高騰等のリスク低減	254	・10a当たりの物材費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状10a当たりの物材費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている物材費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	255	・10a当たりの労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 14%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状10a当たりの労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	256	・事業実施主体の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が6%以上増加。 30%・・・・・・・・・・10ポイント 24%・・・・・・・・・・8ポイント 18%・・・・・・・・・・6ポイント 12%・・・・・・・・・・4ポイント 6%・・・・・・・・・・2ポイント ※土壌分析に基づく施肥設計の見直し件数は、処方箋(土壌診断結果、施肥設計等について整理されているものをいう。他に土壌診断表、土壌分析診断書等の名称を持つことがある。)の数とする。	・事業実施主体の事業実施前年度の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が事業実施前々年度に比べ3%以上増加。 15%・・・・・・・・・・5ポイント 12%・・・・・・・・・・4ポイント 9%・・・・・・・・・・3ポイント 6%・・・・・・・・・・2ポイント 3%・・・・・・・・・・1ポイント 又は 事業実施主体において、 ・都道府県の策定している減肥基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・3ポイント ・都道府県の策定している減肥基準以外の基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・・・1ポイント
	257	・事業実施年度と比較して、事業実施主体の単位面積当たりの化	・事業実施主体の事業実施前年度の単位面積当たりの肥料の使

	学肥料の使用量が５％以上減。 25％・・・・・・・・・・10ポイント 20％・・・・・・・・・・8ポイント 15％・・・・・・・・・・6ポイント 10％・・・・・・・・・・4ポイント ５％・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 事業実施年度と比較して、事業実施主体の単位面積当たりの化学肥料の使用量が2.5％以上減。 12.5％・・・・・・・・・・5ポイント 10％・・・・・・・・・・4ポイント 7.5％・・・・・・・・・・3ポイント ５％・・・・・・・・・・2ポイント 2.5％・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・これまで、事業実施主体において、取り組んでいない施肥低減技術に 2つ以上取り組む場合・・・・・・・・5ポイント 1つ取り組む場合・・・・・・・・3ポイント ※施肥低減技術は、「肥料高騰に対応した施肥改善等に関する検討会中間とりまとめ報告書」、「土壌診断、施肥法改善、土壌養分利用によるリン酸等の施肥量削減にむけた技術導入の手引き」、「農業新技術200X」、「担い手の経営革新に資する稲作技術カタログ」等の公的機関が作成した報告書等に記載されている等、効果が明確な技術をいう。 ※化学肥料の使用量は、窒素（N）、リン酸（P205）、加里（K20）の合計を用いることとする。	用量が事業実施前々年度に比べ2.5％以上減。 12.5％・・・・・・・・・・5ポイント 10％・・・・・・・・・・4ポイント 7.5％・・・・・・・・・・3ポイント ５％・・・・・・・・・・2ポイント 2.5％・・・・・・・・・・1ポイント 又は 事業実施主体において、 ・都道府県の策定している減肥基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・3ポイント ・都道府県の策定している減肥基準以外の基準に基づいて施肥している場合・・・・・・・・1ポイント
258	・事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの電気使用量を事業実施前年度と比較して20％以上削減。 40％・・・・・・・・・・10ポイント 35％・・・・・・・・・・8ポイント 30％・・・・・・・・・・6ポイント 25％・・・・・・・・・・4ポイント 20％・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う単位面積当たりの電気使用量を前々年度と事業実施前年度を比較して１％以上削減。 10％・・・・・・・・・・5ポイント 7％・・・・・・・・・・4ポイント ５％・・・・・・・・・・3ポイント 3％・・・・・・・・・・2ポイント 1％・・・・・・・・・・1ポイント
259	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を５ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・4ポイント ５ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が５％以上。 30％以上・・・・・・・・・・5ポイント 25％以上・・・・・・・・・・4ポイント 20％以上・・・・・・・・・・3ポイント 15％以上・・・・・・・・・・2ポイント ５％以上・・・・・・・・・・1ポイント
260	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む農業者（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。）に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物に係る認証を取得している農業者の合計）の割合を５ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント ５ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む面積（持続農業法に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物に係る認証を取得している面積の合計）の割合を１ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント	（環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合） ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む農業者割合が５％以上。 40％以上・・・・・・・・・・5ポイント 30％以上・・・・・・・・・・4ポイント 20％以上・・・・・・・・・・3ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント ５％以上・・・・・・・・・・1ポイント （環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む面積の増加を成果目標とする場合） ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業（有機農業を除く）に取り組む面積の割合が、全国の平均である25％以上。 60％以上・・・・・・・・・・5ポイント 50％以上・・・・・・・・・・4ポイント

		15ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	40%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	261	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 55ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上。 10%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	262	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）を5%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）が、統計部、地方自治体等の調査における平均と比較して115%以下。 100%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 103%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 107%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 111%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 115%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	263	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 34%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 31%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 28%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	264	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たり温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	265	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 49ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 37ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が1%以上。 25%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
環境保全（小規模公害防除）	266	・事業の対象となる農用地について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号、以下「法」という。）第4条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の解除が行われる面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7割以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6割以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5割以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4割以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業の対象となる農用地について、法第3条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域である面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7割以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6割以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5割以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4割以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	267	・事業の対象となる農用地について、特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号）で規定する農用地土壌汚染対策地域の指定要件の量を下回	・事業の対象となる農用地について、法第5条第1項に規程する農用地土壌汚染対策計画に該当する面積の割合。 8割以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント

		る面積の割合 8割以上・・・10ポイント 7割以上・・・8ポイント 6割以上・・・6ポイント 5割以上・・・4ポイント 4割以上・・・2ポイント	7割以上・・・4ポイント 6割以上・・・3ポイント 5割以上・・・2ポイント 4割以上・・・1ポイント
環境保全（農業廃棄物の再生処理）	268	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合が40%以上。 60%以上・・・5ポイント 55%以上・・・4ポイント 50%以上・・・3ポイント 45%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント
	269	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）を3%以上削減。 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）が40円以下。 20円以下・・・5ポイント 25円以下・・・4ポイント 30円以下・・・3ポイント 35円以下・・・2ポイント 40円以下・・・1ポイント
病害虫まん延防止対策	270	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・10ポイント 2.7%以下・・・8ポイント 4.5%以下・・・6ポイント 6.3%以下・・・4ポイント 8.1%以下・・・2ポイント	①ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの発生割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・5ポイント 5.4%以下・・・4ポイント 9.0%以下・・・3ポイント 12.6%以下・・・2ポイント 16.2%以下・・・1ポイント 又は ②産地単位の取組として、ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ（以下、シストセンチュウという。）のまん延防止のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合・・・5ポイント 2つ取り組んでいる場合・・・3ポイント 1つ取り組んでいる場合・・・1ポイント ・ばれいしょの作付前に、土壌検診でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・ばれいしょ栽培中に、抜き取り調査でシストセンチュウが発見されないことを確認 ・収穫したばれいしょにシストセンチュウの付着がないことを確認 ・ほ場での作業後、作業機械の洗浄等によりほ場外への土壌の流出を防止 ・共同利用施設等において運搬車両の洗浄等によりシストセンチュウの拡散を防止
	271	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	①ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・5ポイント 55シスト以下・・・4ポイント 60シスト以下・・・3ポイント 65シスト以下・・・2ポイント 70シスト以下・・・1ポイント 又は ②産地単位の取組として、ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ（以下、シストセンチュウという。）の密度低下のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合・・・5ポイント

			2つ取り組んでいる場合・・・3ポイント 1つ取り組んでいる場合・・・1ポイント ・シストセンチュウ発生ほ場における土壌消毒の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ抵抗性品種作付の実施 ・シストセンチュウ発生ほ場においてばれいしょを連作しない ・シストセンチュウ発生ほ場におけるシストセンチュウ対抗植物の栽培 ・収穫後の野良生えの除去 ・シストセンチュウ発生ほ場における継続的なセンチュウ密度調査の実施
	272	・ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種が育成等された場合、これも含める。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	①ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上・・・5ポイント 32%以上・・・4ポイント 26%以上・・・3ポイント 18%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は ②ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの発生割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・5ポイント 5.4%以下・・・4ポイント 9.0%以下・・・3ポイント 12.6%以下・・・2ポイント 16.2%以下・・・1ポイント 又は ③ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・5ポイント 55シスト以下・・・4ポイント 60シスト以下・・・3ポイント 65シスト以下・・・2ポイント 70シスト以下・・・1ポイント ※類別263で①を選択した場合には②について、類別264で①を選択した場合には③について選択できないこととする。
有機農業	273	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・10ポイント 25ポイント以上・・・8ポイント 20ポイント以上・・・6ポイント 15ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。 30%以上・・・5ポイント 25%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント
	274	・事業の受益に係る販売農家のうち有機農業に取り組む農業者（日本農林規格等に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号。）に基づく有機農産物の日本農林規格（以下「有機JAS」という。）認定を受けた農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント 又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち有機農業に取り組む面積（有機JAS認定を受けた面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 15ポイント以上・・・8ポイント	○有機農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家のうち有機農業に取り組む農業者（日本農林規格等に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号。）に基づく有機農産物の日本農林規格（以下「有機JAS」という。）認定を受けた農業者の合計）割合が5%以上。 40%以上・・・5ポイント 30%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ○有機農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち有機農業に取り組む面積（有機JAS認定を受けた面積の合計）の割合が、全国の平均である5%以上。 25%以上・・・5ポイント

		10ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント 又は、 ・事業実施主体の取り扱う農産物のうち有機農産物（有機JAS認定を受けた農産物）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	20%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ○有機農産物の取り扱い割合の増加を成果目標とする場合 ・事業実施主体の取り扱う農産物のうち有機農産物（有機JAS認定を受けた農産物）の割合が10%以上。 30%以上・・・5ポイント 25%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント
	275	・販売金額又は販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	276	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・10ポイント 55ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上・・・5ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	277	・事業実施主体の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が6%以上増加。 30%以上・・・10ポイント 24%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント ※土壌分析に基づく施肥設計の見直し件数は、処方箋（土壌診断結果、施肥設計等について整理されているものをいう。他に土壌診断表、土壌分析診断書等の名称を持つことがある。）の数とする。	・事業実施主体の事業実施前年度の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が事業実施前々年度に比べ3%以上増加。 15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント 又は 事業実施主体において、 ・都道府県の策定している減肥基準に基づいて施肥している場合・・・3ポイント ・都道府県が策定している減肥基準以外の基準に基づいて施肥している場合・・・1ポイント
土づくり（科学的データに基づく土づくり）	278	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・10ポイント 25ポイント以上・・・8ポイント 20ポイント以上・・・6ポイント 15ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。 30%以上・・・5ポイント 25%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント
	279	・事業の受益に係るほ場における事業実施後の10a当たり平均収量（※1、※2）が、事業実施前2作の平均値と比較して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 15ポイント以上・・・9ポイント 12.5ポイント上・・・8ポイント 10ポイント以上・・・7ポイント	・事業の受益に係るほ場の事業実施前2作の10a当たり平均収量（※）が、それ以前の同一ほ場における同一作物の平均値に対して5ポイント以上低い（土壌診断の結果等から判断して、その原因に土壌劣化（土壌の物理性・化学性の悪化）が大きく寄与していると認められるものに限る。）。 15ポイント以上・・・5ポイント 12.5ポイント以上・・・4ポイント

		7.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント (※1) 現況値ポイントで選択した指標と同一のものに限る。 (※2) 顕著な異常気象等による異常値は除外することができる。	10ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント (※) 品質の低下が生産上の課題となっている場合にあっては、一定の基準(品質や規格)以上のものの収量に代えることができる。
	280	・土壌診断に基づく土づくりに取組む農業者の数又は面積の割合を4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 9ポイント 12ポイント上・・・・・・・・・・ 8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント	・土壌診断に基づく土づくりに取組む農業者の数又は面積の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
土づくり(被災農地の地力回復)	281	・事業の受益に係るほ場の単位面積当たり生産量又は生産額の減少分が、10%以上回復。 90%以上回復・・・・・・・・・・ 10ポイント 70%以上回復・・・・・・・・・・ 8ポイント 50%以上回復・・・・・・・・・・ 6ポイント 30%以上回復・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上回復・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業の受益に係るほ場の事業実施前年度の単位面積当たり生産量又は生産額が、従前の水準と比較して1%以上減少。 8%減・・・・・・・・・・ 5ポイント 6%減・・・・・・・・・・ 4ポイント 4%減・・・・・・・・・・ 3ポイント 2%減・・・・・・・・・・ 2ポイント 1%減・・・・・・・・・・ 1ポイント
	282	・地力増進法第3条に基づく地力増進基本方針の土壌の性質の基本的な改善目標又は都道府県等が定める土壌改良の目標等(以下「改良目標」という)に達していない項目が、地力回復の取組によって改良目標値を達成すること。 8割以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 6割以上8割未満・・・・・・・・・・ 8ポイント 4割以上6割未満・・・・・・・・・・ 6ポイント 2割以上4割未満・・・・・・・・・・ 4ポイント 2割未満・・・・・・・・・・ 2ポイント	・地力回復に取り組む前の土壌分析において改良目標に達していない項目があること 5項目以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 4項目・・・・・・・・・・ 4ポイント 3項目・・・・・・・・・・ 3ポイント 2項目・・・・・・・・・・ 2ポイント 1項目・・・・・・・・・・ 1ポイント
	283	・事業の受益に係るほ場において、事業実施により生産量又は生産額が被災前と同等程度に回復するほ場の割合が5割以上であること。 9割以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 8割以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 7割以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 6割以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 5割以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・事業の受益に係る全ほ場が、災害復旧工事の客土工等により、新規に土壌が投入されたほ場である場合 ・・・・・・・・・・ 5ポイント ・事業の受益に係るほ場のうち、災害復旧工事の客土工等により、新規に土壌が投入されたほ場の割合が50%以上である場合 ・・・・・・・・・・ 3ポイント

(注) 成果目標で「販売額増加」を選択する場合の要綱第8の評価における価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。

補正後の販売額＝実績の販売単価×補正係数×実績の数量

補正係数＝
$$\frac{\text{地域（県又は国）の事業実施前年度の販売単価（※）}}{\text{地域（県又は国）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※ 地域（県又は国）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等により把握する。

ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないこととする。

別表１－２－②（産地合理化の促進）

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を１つ又は２つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 ※米、麦又は大豆等の乾燥調製、保管に係る施設	1	○施設の再編利用による利用率の向上 ・以下の①の取組を必須とし、②又は③のいずれかの取組を選択するものとする。 ①再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80％以上。 96％以上・・・・・・・・・・5ポイント 92％以上・・・・・・・・・・4ポイント 88％以上・・・・・・・・・・3ポイント 84％以上・・・・・・・・・・2ポイント 80％以上・・・・・・・・・・1ポイント ②再編後の施設の利用率の伸び幅が10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・1ポイント ③再編後の施設の運営コスト又は利用料金を３％以上低減。 ７％・・・・・・・・・・5ポイント ６％・・・・・・・・・・4ポイント ５％・・・・・・・・・・3ポイント ４％・・・・・・・・・・2ポイント ３％・・・・・・・・・・1ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①要綱別記１のⅡ－２の第１の１に定める都道府県の重点再編地域（以下「重点再編地域」という。）に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80％以上。 100％以上・・・・・・・・・・5ポイント 95％以上・・・・・・・・・・4ポイント 90％以上・・・・・・・・・・3ポイント 85％以上・・・・・・・・・・2ポイント 80％以上・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去５年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が５ポイント以下。 ５ポイント以上（上昇）・・・・・・・・3ポイント ０ポイント以上（上昇）・・・・・・・・2ポイント ５ポイント以下（低下）・・・・・・・・1ポイント ※「過去５年間」とは、直近２年間の平均値と直近年の４年前及び５年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去５年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント ※「過去５年間」とは、直近２年間の平均値と直近年の４年前及び５年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80％以上・・2ポイント
	2	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80％以上。 96％以上・・・・・・・・・・5ポイント 92％以上・・・・・・・・・・4ポイント 88％以上・・・・・・・・・・3ポイント 84％以上・・・・・・・・・・2ポイント 80％以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに取組む場合 ①担い手で構成される組織が施設運営を行う計画又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・5ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・3ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。・・・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80％以上。 100％以上・・・・・・・・・・5ポイント 95％以上・・・・・・・・・・4ポイント 90％以上・・・・・・・・・・3ポイント 85％以上・・・・・・・・・・2ポイント 80％以上・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去５年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が５ポイント以下。 ５ポイント以上（上昇）・・・・・・・・3ポイント ０ポイント以上（上昇）・・・・・・・・2ポイント ５ポイント以下（低下）・・・・・・・・1ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構

		成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・ 2 ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去 5 年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・ 2 ポイント ※「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・・ 2 ポイント
3	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・ 5 ポイント 92%以上・・・ 4 ポイント 88%以上・・・ 3 ポイント 84%以上・・・ 2 ポイント 80%以上・・・ 1 ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに組み込む場合 ①事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・ 5 ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位 1 品種（又は上位 1 麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ②人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト削減に取り組む場合・・・ 3 ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。・・・ 5 ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・ 5 ポイント 95%以上・・・ 4 ポイント 90%以上・・・ 3 ポイント 85%以上・・・ 2 ポイント 80%以上・・・ 1 ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去 5 年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が 5 ポイント以下。 5 ポイント以上（上昇）・・・ 3 ポイント 0 ポイント以上（上昇）・・・ 2 ポイント 5 ポイント以下（低下）・・・ 1 ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・ 2 ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去 5 年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・ 2 ポイント ※「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・・ 2 ポイント
4	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・ 5 ポイント 92%以上・・・ 4 ポイント 88%以上・・・ 3 ポイント 84%以上・・・ 2 ポイント 80%以上・・・ 1 ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、以下のいずれかに取り組む場合 （ただし、現状値より増加させる場合のみ選択できることとする。） ①担い手への農地集積が60%以上 80%以上・・・ 5 ポイント 75%以上・・・ 4 ポイント 70%以上・・・ 3 ポイント 65%以上・・・ 2 ポイント 60%以上・・・ 1 ポイント 又は	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。・・・ 5 ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・ 5 ポイント 95%以上・・・ 4 ポイント 90%以上・・・ 3 ポイント 85%以上・・・ 2 ポイント 80%以上・・・ 1 ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去 5 年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が 5 ポイント以下。 5 ポイント以上（上昇）・・・ 3 ポイント 0 ポイント以上（上昇）・・・ 2 ポイント 5 ポイント以下（低下）・・・ 1 ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手

		②新規需要米、麦、大豆の団地化率が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント	で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・ 2 ポイント
	5	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 88%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 84%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、効率的な作業を行うため、以下のいずれかを新たに組み込む場合 ①基幹作業の全てを地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント ②基幹作業のうち2以上を地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント ※「基幹作業」とは以下の①から④までをいう。 ①耕起・整地 ②播種・移植 ③収穫 ④乾燥・調製	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。・・・・・・・・ 5 ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 3 ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5ポイント以下（低下）・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上・・ 2 ポイント
集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）	6	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。 23ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7ポイント以上（上昇）・・・・・・・・・・ 3 ポイント 1ポイント以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 9ポイント以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
農産物処理加工施設等再編利用（茶）	7	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。（ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。） 18以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 15以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 11以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	・施設稼働率指数が102以上。 172以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 154以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 137以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 119以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

		4 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
8	・産物販売単価指数を直近値の 5 % 以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物販売単価指数の過去 3 年間の増加率が 3 % 以上。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
9	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 36%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 27%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 41以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 43以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 45以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 47以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
10	・契約取引量指数を直近値より 7 以上増加。 (なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 28以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 21以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 14以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・契約取引量指数の直近値が 7 以上。 44以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 26以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 16以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
11	・10 a 当たりの単収を直近値の 8 % 以上増加。 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・10 a 当たりの単収の過去 3 年間の増加率が 4 % 以上。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 14. 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7. 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
12	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。) 40以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 33以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 25以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が 5 以上。 25以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
13	・産物 1 kg当たり生産コストを直近値の 2 % 以上低減。 (なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。) 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物 1 kg当たり生産コストの過去 3 年間の低減率が 1 % 以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8. 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3. 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント	
14	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の 6 % 以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去 3 年間の低減率が 3 % 以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	

		又は ・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・10ポイント 29%以上・・・8ポイント 24%以上・・・6ポイント 19%以上・・・4ポイント 14%以上・・・2ポイント	3 %以上・・・1 ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7 %以上。 18%以上・・・5ポイント 15.3%以上・・・4ポイント 12.5%以上・・・3ポイント 9.8%以上・・・2ポイント 7 %以上・・・1ポイント
	15	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・5ポイント 30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント
	16	・主要茶種指数を直近値の6 %以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 6 %以上・・・2ポイント	・直近の主要茶種指数が66以下。 34以下・・・5ポイント 42以下・・・4ポイント 50以下・・・3ポイント 58以下・・・2ポイント 66以下・・・1ポイント
	17	・主要品種指数を直近値の2 %以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 34%以上・・・10ポイント 26%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 2 %以上・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・5ポイント 56以下・・・4ポイント 63以下・・・3ポイント 69以下・・・2ポイント 75以下・・・1ポイント
食肉等流通体制 再編整備	18	【家畜市場】 ・家畜市場を合併により統合すること。 3箇所以上 又は ・2箇所（再編整備後の年間取引頭数が10,000頭以上）・・・10ポイント ・2箇所（再編整備後の年間取引頭数が8,000頭以上）・・・8ポイント ・2箇所（再編整備後の年間取引頭数が7,000頭以上）・・・6ポイント ・2箇所（再編整備後の年間取引頭数が5,000頭以上）・・・4ポイント ・2箇所（再編整備後の年間取引頭数が3,500頭以上）・・・2ポイント	・家畜市場の再編に向けた協議会を設置していること。 都道府県域を超えた再編計画するもの・・・5ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数以上の再編を計画するもの・・・3ポイント 都道府県内の家畜市場のうち半数未満の再編を計画するもの・・・1ポイント
	19	【鶏肉・鶏卵】 ・鶏肉／鶏卵処理施設の再編整備を行うこと。 3箇所以上 又は ・2箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ100%増加）・・・10ポイント ・2箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ80%増加）・・・8ポイント ・2箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ60%増加）・・・6ポイント	【鶏肉】 ・施設を再編しようとする処理施設の1日当たりの合計の処理羽数が8,000羽以上。 16,000羽以上・・・5ポイント 14,000羽以上・・・4ポイント 12,000羽以上・・・3ポイント 10,000羽以上・・・2ポイント 8,000羽以上・・・1ポイント 【鶏卵】 ・施設を再編しようとする処理施設1日当たりの合計の取扱量

		2 箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ40%増加）・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 箇所（再編整備後の処理数量が再編前に比べ20%増加）・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※いずれも基準とする数量は、再編しようとする処理施設のうち 最大のものとする。	が20トン以上。 40トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 35トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 30トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
国内産糖・国内 産いもでん粉工 場再編合理化	20	・再編整備に伴い廃止される工場に集荷されていたでん粉原料用 いもの3割以上について新たな出荷先を確保。 8割以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 7割以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6割以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5割以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3割以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に 関する法律（昭和40年法律第109号）に基づき、経営の改善 を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認 定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイ ント加算するものとする。
	21	・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷量 増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
	22	・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に1以上の 工場を廃止。 3工場以上の廃止・・・・・・・・ 10ポイント 2工場の廃止・・・・・・・・ 8 ポイント 1工場の廃止・・・・・・・・ 5 ポイント	
	23	・再編にかかる全ての国内産いもでん粉工場が、砂糖及びでん粉 の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措 置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント	
	24	・再編後の工場の操業率が75%以上。 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に 関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する 計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合 は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。
	25	・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
	26	・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の作付又は収穫 面積の増加、集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3% 以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
	27	・再編にかかる全ての国内産糖工場が、砂糖及びでん粉の価格調 整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関す る計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。 ・・・・・・・・ 5 ポイント	
乳業再編等整備	※効率的乳業施設整備を行う場合、①又は②の書類が提出されている場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとし、29及		

	び28の現況値ポイントは加算しない。 ① 乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し ② 乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類 ※集送乳合理化等推進整備を行う場合、貯乳施設等再編計画及び全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会等と協議が整った事を証する書類又はその写しが提出されている場合は、現況値ポイントとして10ポイントを加算し、32～38の現況値ポイントは加算しないものとする。	
28	・工場の再編により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が現状値より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	
29	・工場の再編により、1日当たりの飲用向け生乳処理施設の平均処理数量が現状値より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場の1日当たりの飲用向け生乳処理能力が2トン以上。 40トン以上・・・・・・・・・・5ポイント 30トン以上・・・・・・・・・・4ポイント 20トン以上・・・・・・・・・・3ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・2ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・1ポイント
30	・工場の再編により、都道府県内の学校給食用牛乳供給割合が50%以下。 30%以下・・・・・・・・・・10ポイント 35%以下・・・・・・・・・・8ポイント 40%以下・・・・・・・・・・6ポイント 45%以下・・・・・・・・・・4ポイント 50%以下・・・・・・・・・・2ポイント	
31	・廃止工場数と再編を行う範囲。 (新設) 4工場以上の廃止・・・・・・・・・・10ポイント 3工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・8ポイント 3工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・6ポイント 2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・4ポイント 2工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・2ポイント (増設) 3工場以上の廃止・・・・・・・・・・10ポイント 2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・8ポイント 2工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・6ポイント 1工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・・・・・・・・・・4ポイント 1工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・・・・・・・2ポイント (新設・増設を伴わない場合) 2工場以上の廃止・・・・・・・・・・6ポイント 1工場の廃止・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場が所在する都道府県下の乳業工場数。 10ヶ所以上・・・・・・・・・・5ポイント 8ヶ所・・・・・・・・・・4ポイント 6ヶ所・・・・・・・・・・3ポイント 4ヶ所・・・・・・・・・・2ポイント 2ヶ所・・・・・・・・・・1ポイント
32	・貯乳施設の再編により、地区の集送乳等経費が10%以上減少。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設の集送乳経費の削減率。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント

33	・貯乳施設の再編により、1施設当たりの処理数量が10%以上増加。 90%以上・・・10ポイント 70%以上・・・8ポイント 50%以上・・・6ポイント 30%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設に係る廃止貯乳施設の1日当たり処理能力の合計。 120トン以上・・・5ポイント 100トン以上・・・4ポイント 80トン以上・・・3ポイント 60トン以上・・・2ポイント 40トン以上・・・1ポイント
34	・貯乳施設の再編により、地区の集送乳路線数が2以上減少。 10路線以上・・・10ポイント 8路線以上・・・8ポイント 6路線以上・・・6ポイント 4路線以上・・・4ポイント 2路線以上・・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設に関する集送乳路線の本数。 70路線以上・・・5ポイント 60路線以上・・・4ポイント 50路線以上・・・3ポイント 40路線以上・・・2ポイント 30路線以上・・・1ポイント
35	・廃止貯乳施設数と再編を行う範囲。 4施設の廃止・・・10ポイント 3施設の廃止（複数の都道府県での再編）・・・8ポイント 3施設の廃止（同一都道府県内での再編）・・・6ポイント 2施設の廃止（複数の都道府県での再編）・・・4ポイント 2施設の廃止（同一都道府県内での再編）・・・2ポイント	・事業を実施しようとする貯乳施設に関する都道府県下の貯乳施設数。 6カ所以上・・・5ポイント 5カ所・・・4ポイント 4カ所・・・3ポイント 3カ所・・・2ポイント 2カ所・・・1ポイント
36	・施設の整備により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が10%以上増加。 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの平均稼働率。 30%以下・・・5ポイント 40%以下・・・4ポイント 50%以下・・・3ポイント 60%以下・・・2ポイント 61%以上・・・1ポイント
37	・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。 25%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生乳処理数量が2トン以上。 30トン以上・・・5ポイント 20トン以上・・・4ポイント 10トン以上・・・3ポイント 5トン以上・・・2ポイント 2トン以上・・・1ポイント
38	・余乳処理の範囲（広域的な需給調整の実施）。 6つ以上の都道府県からの余乳を処理・・・10ポイント 5つの都府県からの余乳を処理・・・8ポイント 4つの都府県からの余乳を処理・・・6ポイント 3つの都府県からの余乳を処理・・・4ポイント 2つの都府県からの余乳を処理・・・2ポイント	・事業を実施しようとする余乳処理施設に生乳を出荷する都道府県数。 6つ以上・・・5ポイント 5つ・・・4ポイント 4つ・・・3ポイント 3つ・・・2ポイント 2つ・・・1ポイント

別表２（食品流通の合理化）

「達成すべき成果目標基準」をいずれか２つまで選択できることとし、うち１つは取組に対応した類別の中から選択するものとする。なお、共同物流拠点施設整備の場合は、「達成すべき成果目標基準」のうち１つは類別「物流効率化」の中から選択するものとする。

類別	達成すべき成果目標基準		ポイント		
品質・衛生管理高度化	【環境負荷の軽減】 ・売場施設（共同物流拠点施設の荷捌き場を含む。）における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下		・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント		
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場（共同物流拠点施設の荷捌き場の中に設置する低温区画を含む。）における販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過		・超過ポイント数が 4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント		
	【物品評価の改善】			・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下この表において「認定計画」という。）に従って品質衛生管理高度化に係る施設の整備を実施する場合 ・・・8ポイント加算 ・天災等により被災した施設の整備を実施する場合 ・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用するPFI選定事業者が事業を実施する場合 ・・・4ポイント加算 ・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算 ・卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われる場合又は行われることが確実である場合 ・・・4ポイント加算 ・災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（BCP）等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合 ・・・8ポイント加算	
	・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。		・超過ポイント数が 2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント		
	・廃棄される物品の量を15.3%以上削減		・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント		
	【マニュアルに基づく管理の高度化】				
	・卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施（共同物流拠点についても当該マニュアルに基づき規範の策定及び実施をするものとする。）		・卸売業者、仲卸業者及び物流業者が取り組む品質・衛生管理についての規範を策定 ・・・7ポイント		
物流効率化	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過		・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント		
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮		・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント		
	【物流コスト等の削減】				

	・物流コストを1.1%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上　・・・7ポイント 1.1～1.8%　・・・3ポイント	・天災等により被災した施設の整備を実施する場合 ・・・8ポイント加算
	・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減	・処理コストの削減率が 8.1%以上　・・・7ポイント 1.2～8.0%　・・・3ポイント	・民間活力を活用するPFI選定事業者が事業を実施する場合・・・4ポイント加算
	・施設の維持管理コストを1.3%以上削減	・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント	・卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われる場合又は行われることが確実である場合・・・4ポイント加算
	【積載率の向上】 ・共同物流拠点の入荷車両の積載率に対し、出荷時の積載率を10%以上向上 ※年間平均で算出すること。	・共同物流拠点の入荷車両の積載率に対し、出荷時の積載率が 120%以上　・・・7ポイント 110～119%・・・3ポイント	・災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（BCP）等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
統合・連携	【統合による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上　・・・7ポイント 0.7～4.5%　・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 ・卸売市場統合・連携促進施設整備の取組のうち認定計画に従って実施する他の卸売市場との統合に係る取組を実施する場合 ・・・8ポイント加算 ・天災等により被災した施設の整備を実施する場合 ・・・8ポイント加算 ・卸売市場統合・連携促進施設整備の取組のうち認定計画に従って実施する他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は産地・実需者と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合 ・・・4ポイント加算 ・卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われる場合又は行われることが確実である場合・・・4ポイント加算 ・災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（BCP）等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
	【市場間連携による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過（ただし、連携市場間の転送に係る取扱数量は控除する。）	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上　・・・7ポイント 0.7～4.5%　・・・3ポイント	
	【産地・実需者との連携による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上　・・・7ポイント 0.7～4.5%　・・・3ポイント	
輸出促進	【輸出の拡大】		該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つの類別内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一の類別内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）。
	・新規取組又は過去3年間で輸出実績がない場合は、当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上	・割合が 15%以上　・・・7ポイント 5～14.9%・・・3ポイント	
	・既に輸出実績がある場合は、目標年度における輸出金額1億円以上、かつ、目標年度における輸出金額が推計値（過去の複数年度における輸出金額を基に算定する目標年度の推計値とする。）又は過去の輸出実績の最高値のい	・超過率が 2.0倍以上・・・7ポイント 1.5倍～1.99倍・・・3ポイント	・認定計画に従って輸出促進に係る施設の整備を実施する場合 ・・・8ポイント加算 ・輸出促進のための協議会等に参画してい

	ずれか高い値の1.5倍以上超過		る場合又は参画予定の場合 ・ ・ ・ 8 ポイント加算 ・ 当該市場又は共同物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント加算 ・ 当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合 ・ ・ ・ ・ 4 ポイント加算 ・ 当該整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2 品目以上）する場合 ・ ・ ・ 4 ポイント加算 ・ 輸出対象品目に係る P R 活動を実施している又は実施予定の場合 ・ ・ ・ 4 ポイント加算 ・ 予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合 ・ ・ ・ 4 ポイント加算 ・ 卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われる場合又は行われることが確実である場合 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント加算 ・ グローバル産地づくり推進事業に卸売市場関係者が参画している場合又は参画することが確実である場合 ・ ・ ・ 4 ポイント加算 ・ 災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（ B C P ）等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合 ・ ・ ・ 8 ポイント加算
防災対応	【耐震・防災性能の向上】		以下の①、②それぞれの欄より該当するいずれか 1 つ又は 2 つの加算を行う。
	・ 耐震補強の整備後に、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における構造体の耐震安全性分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類のいずれかの耐震安全性の目標を満たすこと	分類Ⅰ	①
		分類Ⅱ	
		分類Ⅲ	
	・ 施設の防災対応に係る整備を実施	・ 施設の防災対応に係る整備と併せて防災設備を設置することにより、建築基準関係規定の基準を満たしている場合	・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項に基づく都道府県地域防災計画又は同法第42条第1項に基づく市町村地域防災計画の物資輸送等に関する計画において、災害時に緊急物資等の輸送拠点として活用することとされている卸売市場において卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合 ・ ・ ・ ・ 8 ポイント加算
		・ B C P に即した非常用電源の整備を実施し、卸売市場の生鮮食品等の安定供給を確保する場合 ・ ・ 8 ポイント	・ 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築基準）前の施設において認定計画に従って卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合
			・ ・ ・ 8 ポイント加算
			・ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）等の地震防災対策関係法令に基づき地震防災に関する対策を強化又は推進する必要がある地域等開設している卸売市場である場合

			・・・ 8 ポイント加算
			・ 構造耐震指標が $I_s < 0.3$ 又は $I_w < 0.7$ の施設において認定計画に従って卸売市場耐震化施設整備の取組を行う場合 ・・・ 8 ポイント加算
			・ 災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（BCP）等を策定している場合又は策定することが確実である場合 ・・・ 8 ポイント加算
			・ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づく国土強靱化地域計画に当該卸売市場が位置付けられている場合 ・・・ 8 ポイント加算
			・ 重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場が認定計画に従って非常用電源の整備の取組を行う場合 ・・・・ 9 ポイント加算
			②
			・ 災害時における他市場等との連携協定等を策定している場合又は策定することが確実である場合・・・・ 3 ポイント加算

別表 3（特別加算ポイント）

別表 1 及び別表 2 に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか 1 つのポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 から別表 3 までのポイントの合計は31ポイントを上限とする。

（自給飼料増産加算ポイント）

自給飼料増産加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の（1）のエの取組については、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画において、飼料の自給率の向上に関する事項の計画が定められており、かつ、目標の飼料自給率が現在の飼料自給率より向上する計画を策定している地区の場合は 1 ポイントを加算できるものとする。

（G A P 認証取得等加算ポイント）

G A P 認証取得等加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニュー欄の 1 の取組については、受益農業者の 1 割以上又は受益面積の 1 割以上が、G A P 認証（G L O B A L G. A. P.、A S I A G A P、J G A P（2016）又は J G A P 家畜・畜産物をいう。）を取得している場合は 1 ポイント加算できるものとする。
ただし、この場合は、別表 1-2-①において G A P 認証の取得に関する項目を選択することはできないものとする。

（持続的生産強化対策の「産地営農体系革新計画」との連携加算ポイント）

持続的生産強化対策の「産地営農体系革新計画」との連携加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の取組については、持続的生産強化対策事業のうち「次世代につなぐ営農体系確立支援事業」により産地営農体系革新計画（以下、「革新計画」という。）を策定した産地であり、かつ、当該革新計画において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は 1 ポイント加算できるものとする。

（グローバル産地計画との連携加算ポイント）

「グローバル産地計画」との連携加算ポイントの内容
要綱別表 1 の I のメニュー欄の 1 から 2 までの取組については、「グローバル産地計画」（G F P グローバル産地計画の承認規程（平成31年 2 月 1 日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知）により策定し、農林水産省食料産業局長が承認した計画をいう。）において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は 1 ポイント加算できるものとする。

（実質化された人・農地プラン加算ポイント）

実質化された人・農地プラン加算ポイントの内容
施設等の受益地の全て（施設等の受益地が広域（県域や複数の市町村の区域等）に及ぶ場合はおおむね全て）において既に実質化された人・農地プランが策定されている場合には、1 ポイントを加算できるものとする。

別表 4（都道府県加算ポイント）

別表 1 から別表 3 までは定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 から別表 4 までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、産地競争力の強化及び食品流通の合理化の各メニューから加算対象とすることができることとする（ただし、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に卸売市場が位置付けられている場合にあっては、その選択において配慮するものとする）。 この場合においては、各メニューごとに各都道府県において加算する 1 年度当たりのポイントは 2 ポイント（北海道にあっては、3 ポイント）に、第 2 及び第 3 に定めるところにより算出したポイントを加算ポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。 ただし、過去に実施した産地基幹施設等支援タイプの成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱第 8 の 3 による改善措置の指導をうけている事業実施主体の事業実施計画（交付要望額を 5 パーセント減じて要望するものを除く。）は、加算対象とすることができないこととし、強い農業づくり交付金要綱に基づき実施した事業についても、同様の取り扱いを行うものとする。

別表 5（担い手等加算ポイント）

別表 1 から別表 4 に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか 1 つのポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 から別表 5 までのポイントの合計は35ポイントを上限とする。

（担い手加算ポイント）

担い手加算ポイントの内容
次に掲げる取組については、3 ポイント加算できるものとする。 （１） 農業者のみが事業実施主体となる場合、事業参加者の全員が実質化された人・農地プランの「中心経営体」又は担い手（認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）、集落営農（集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。）及び基本構想水準達成者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなすことのできる経営体をいう。）をいう。以下同じ。）であること。 （２） 農業者以外を含む事業実施主体の場合、事業の受益面積の 7 割以上が担い手のものであること又は事業の受益面積における担い手への農地集積率が、都道府県の担い手への農地集積率より 2 割以上高いものであること（ただし、都道府県知事が地域や品目の実情を踏まえ、必要と判断する場合は、対象に「担い手」のほか、実質化された人・農地プランの「中心経営体」を含めることができるものとする。）。 （３） 要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の（１）のエ、要綱別表 1 の I のメニューの欄の 1 の（２）のエ及びカの施設について、当該施設を利用する農業者の 5 割以上が担い手であること、処理等される家畜等の 5 割以上が担い手から出荷されたものであること又は生産される種畜等の配布・販売先農家で飼養されている家畜の 2 割以上が担い手であること（ただし、産地食肉センターの整備にあっては、当該施設の立地する都道府県、市町村又は施設利用者の属する生産者団体等が、畜産の担い手育成を促進するための計画を作成すること。）。

（農地中間管理機構との連携強化加算ポイント）

農地中間管理機構との連携強化加算ポイントの内容
直近１年（事業実施の前年１月から12月までの間をいう。）の「施設の受益者における規模拡大面積」に対する「農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第４条に規定する農地中間管理機構をいう。以下「機構」という。）による担い手への新規集積面積」の占める割合が５割以上の取組について、３ポイントを加算できるものとする。 （判定方法） 施設の受益者（担い手）の農作物の作付における機構新規集積面積の計 施設の受益者の農作物の作付の規模拡大面積の計 ≥ 5 割

別表６（優先枠加算ポイント）

別表１から別表５に定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、いずれか１つの取組についてポイントを加算できるものとする。

ただし、別表１から別表６までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

優先枠加算ポイントの内容
要綱別表１のⅠのメニューの欄の１の（１）の取組、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組、重点政策推進の取組（水田農業の高収益化、スマート農業の実践、農福連携、有機農業、土づくり（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復））又は（２）のアからエまでの取組を行う場合には、それぞれの取組について事業実施計画をポイントの高い順（同一ポイントの場合は、配分前交付金要望額の小さい順）に並べ、その結果、優先枠の予算の範囲内である事業実施計画については、５ポイント（ただし、水田農業の高収益化においては、事業完了後６年以内に畑地化する水田を含まない事業実施計画は３ポイント）加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。